

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月23日
【事業年度】	第11期（自平成22年12月1日至平成23年11月30日）
【会社名】	スター・マイカ株式会社
【英訳名】	Star Mica Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水永 政志
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目17番22号
【電話番号】	(03) 3568-1091
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画室長 日浦 正貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目17番22号
【電話番号】	(03) 3568-1091
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画室長 日浦 正貴
【縦覧に供する場所】	スター・マイカ株式会社 横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番11号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第7期 平成19年11月	第8期 平成20年11月	第9期 平成21年11月	第10期 平成22年11月	第11期 平成23年11月
売上高 (千円)	12,809,225	14,084,398	13,310,034	12,403,146	12,719,214
経常利益 (千円)	1,235,815	1,082,562	858,549	1,157,096	1,318,192
当期純利益 (千円)	656,074	631,510	359,465	650,622	740,947
包括利益 (千円)	-	-	-	-	793,540
純資産額 (千円)	7,689,061	8,770,569	9,050,883	9,641,807	11,550,748
総資産額 (千円)	28,472,648	29,298,360	25,143,980	28,189,284	31,284,477
1株当たり純資産額 (円)	88,048.80	94,696.46	98,080.46	103,628.91	104,893.85
1株当たり当期純利益金額 (円)	9,866.84	7,725.14	4,393.07	7,867.40	8,005.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	8,534.75	7,120.42	4,239.78	7,417.12	7,648.26
自己資本比率 (%)	25.2	26.4	31.9	30.5	33.5
自己資本利益率 (%)	12.0	8.5	4.6	7.8	7.8
株価収益率 (倍)	17.1	7.3	17.7	10.1	8.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,089,812	881,541	3,284,156	2,580,787	1,892,222
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,052,375	962,830	15,282	6,517	34,871
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,213,476	198,185	4,272,260	1,857,433	2,484,307
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,673,659	3,790,556	2,787,170	2,057,298	2,614,512
従業員数 (人)	46	43	38	48	57
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(4)	(2)	(7)	(9)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第7期 平成19年11月	第8期 平成20年11月	第9期 平成21年11月	第10期 平成22年11月	第11期 平成23年11月
売上高 (千円)	4,000,176	6,947,534	8,231,373	12,240,805	12,479,183
経常利益 (千円)	1,130,801	991,650	594,626	1,018,433	1,122,804
当期純利益 (千円)	660,747	589,435	368,316	603,520	682,560
資本金 (千円)	2,915,677	2,923,237	2,923,837	2,949,370	3,573,038
発行済株式総数 (株)	81,581	81,821	81,841	83,000	100,000
純資産額 (千円)	7,198,615	7,713,699	8,003,006	8,547,677	10,399,939
総資産額 (千円)	26,896,358	27,940,518	23,863,884	27,056,237	30,000,160
1株当たり純資産額 (円)	88,142.16	94,275.31	97,767.56	102,752.89	103,582.88
1株当たり配当額(うち1株当たり 中間配当額) (円)	1,000 (-)	1,000 (-)	1,000 (-)	1,100 (550)	1,150 (550)
1株当たり当期純利益金額 (円)	9,937.12	7,210.45	4,501.24	7,297.84	7,374.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 (円)	8,595.54	6,646.02	4,344.17	6,880.16	7,045.57
自己資本比率 (%)	26.8	27.6	33.5	31.5	34.5
自己資本利益率 (%)	12.0	7.9	4.7	7.3	7.2
株価収益率 (倍)	17.0	7.8	17.3	10.9	9.2
配当性向 (%)	10.1	13.9	22.2	15.1	15.6
従業員数 (人)	42	37	33	36	43
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(4)	(2)	(6)	(7)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成13年5月	不動産の賃貸を目的として株式会社扇インベストメント（資本金30,000千円 東京都港区赤坂四丁目13番8 - 505号）を設立 インベストメント事業を開始
平成14年2月	社名を株式会社扇インベストメントよりスター・マイカ株式会社に変更し、本社を東京都千代田区神田須田町二丁目23番11号河合ビル7階に移転
平成14年6月	宅地建物取引業者として東京都知事免許を取得（東京都知事（1）第80808号）（国土交通大臣免許取得により返上） アドバイザリー事業を開始
平成14年8月	スター・1号ファンドの不動産保有SPC（特別目的会社）として有限会社スター・ファンド（平成21年12月 吸収合併により解散）を設立し不動産ファンド運営事業（現・中古マンション事業）を開始
平成15年7月	本社を東京都千代田区神田錦町三丁目23番地MKビル5階に移転
平成17年2月	スター・1号ファンドの倒産隔離を実施するため、SPC（特別目的会社）である有限会社スター・ローンハスター・1号ファンドの匿名組合契約の営業者としての事業を譲渡
平成17年6月	本社を東京都港区西新橋一丁目1番3号に移転 有限会社エムスクエアより不動産売買及び不動産売買仲介の事業を譲受
平成17年10月	株式会社オフィス扇より不動産事業を譲受
平成18年1月	本社を東京都港区西新橋一丁目5番11号に移転
平成18年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場（現・大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
平成18年11月	大阪市北区に大阪支店を開設（平成21年7月 廃止）
平成18年12月	宅地建物取引業者として国土交通大臣免許を取得（国土交通大臣（1）第7407号）（東京都知事免許取得により返上）
平成19年2月	スター・1号ファンドを償還し不動産ファンド運営事業をマンション流動化事業（現・中古マンション事業）へ変更
平成19年5月	スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社を設立（現・連結子会社）
平成19年6月	本社を東京都港区赤坂二丁目17番22号に移転
平成19年8月	スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社を設立（平成21年7月 吸収合併により解散）
平成20年5月	ファン・インベストメント株式会社を設立（現・連結子会社）
平成21年5月	金融商品取引法に基づく「第2種金融商品取引業」「投資助言・代理業」の登録（関東財務局（金商）第2191号）
平成21年8月	宅地建物取引業者として東京都知事免許を取得（東京都知事（1）第90848号）（国土交通大臣免許取得により返上）
平成23年9月	横浜市西区に横浜支店を開設
平成23年12月	宅地建物取引業者として国土交通大臣免許を取得（国土交通大臣（1）第8237号）

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社から構成されております。当社グループは、金融の視点から、不動産取引をより身近でシンプルなものにするを通じ、活力ある社会の実現に貢献したいと考えており、(1)中古マンション事業、(2)インベストメント事業、(3)アドバイザー事業の3つの事業を行っております。その事業内容は次のとおりであります。

#### (1) 中古マンション事業

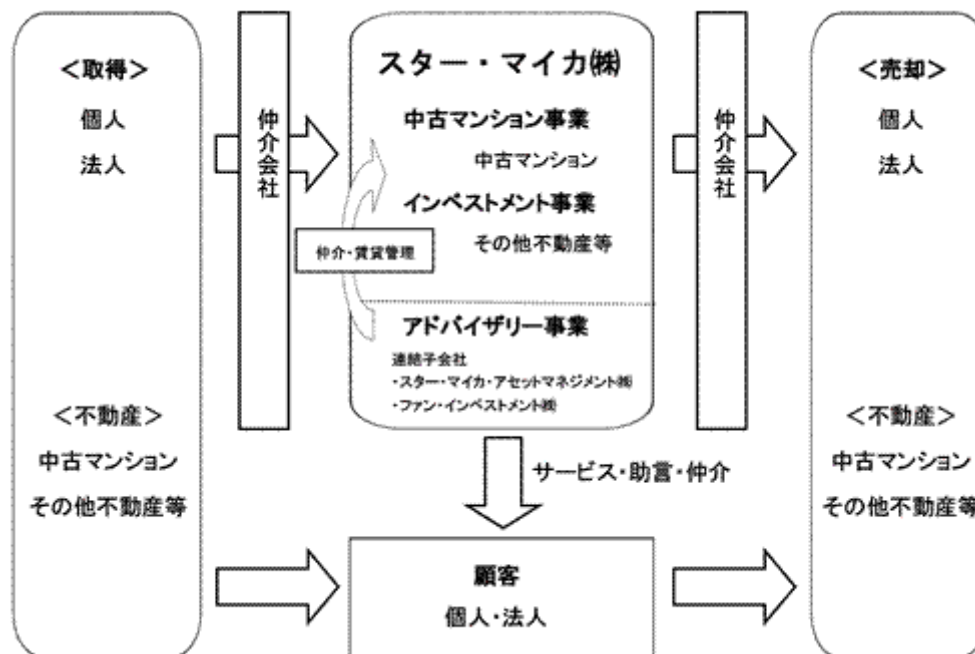
金融市場におけるマーケットメイカーのように、独自の査定手法に基づく「値付け」を行い、マンションを1室単位から売買しております。

#### (2) インベストメント事業

マンションに限らず、幅広く住居系不動産等を中心に様々な投資を行っております。

#### (3) アドバイザー事業

金融と不動産のノウハウを融合して、投資家、不動産保有者、開発業者等に対して様々なアドバイザー・サービスを提供しております。



#### 中古マンション事業

当社グループでは、主に賃貸中のファミリータイプのマンションを1室単位から売買しております。一般に金融市場では、プロの業者が「マーケットメイカー」として売り（オファー）と買い（ビッド）の価格を提示することで、市場に流動性を供給しております。当社グループは、金融市場に比べ成約率の劣るマンション流通市場において、マンションの分散投資によるポートフォリオ効果を楽しみつつ、独自の査定手法に基づく「値付け」を行ない、「マーケットメイカー」としての役割を果たしております。

#### インベストメント事業

当社グループでは、マンションに限らず、幅広く住居系不動産等を中心に様々な投資を行っております。金融市場と比較して不動産市場では、参加者の限定性、情報の非対称性、権利調整や物件管理、資金調達能力等から、市場特有の価格の歪み（ギャップ）が存在します。当社グループの投資の特徴は、不動産の値上がり期待や高付加価値化よりも、むしろこのような潜在的な収益機会を捉えることを重視しております。また、中古マンション事業とは異なる投資対象に取り組むことで、新たな事業モデルの開発といった戦略的投資の機能も有しております。なお、ソフィエル投資事業有限責任組合を連結子会社としております。

#### アドバイザー事業

当社グループでは、金融と不動産のノウハウを融合して、投資家、不動産保有者、開発業者等に対して様々なアドバイザー・サービスを提供しております。たとえば、不動産証券化・流動化のアレンジといったストラクチャード・ファイナンス業務、個人富裕層に対する不動産投資のコンサルティング、不動産の売買仲介、賃貸管理等を行っております。アドバイザー事業は、いわゆる「フィー（手数料）ビジネス」であり、会社の資本効率を高めるだけでなく、様々な案件への関与を通じて、ビジネスチャンスを拡大し、ノウハウを蓄積する点で、他の事業との相乗効果が期待されます。なお、スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社及びファン・インベストメント株式会社を連結子会社としております。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ソフィエル投資事業 有限責任組合(注2)	東京都港区	1,100,000	インベストメント 事業	-	当社が無限責任組合員
スター・マイカ・ア セットマネジメント 株式会社	東京都港区	30,000	アドバイザー事 業	100	役員の兼任あり
ファン・インベスト メント株式会社	東京都港区	30,000	アドバイザー事 業	100	役員の兼任あり

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 当社は議決権を有しないものの、当社が実質支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第20号)を適用して連結子会社としたものであります。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

セグメント	従業員数(人)
中古マンション事業	27( 1)
インベストメント事業	1( -)
アドバイザー事業	15( 2)
全社(共通)	14( 6)
合計	57( 9)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
43(7)	33.9	3.3	6,505

セグメント	従業員数(人)
中古マンション事業	27( 1)
インベストメント事業	1( -)
アドバイザー事業	1( -)
全社(共通)	14( 6)
合計	43( 7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含みます。)であり、臨時雇  
 用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を( )外数で記載して  
 おります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているもの  
 であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、海外経済における新興国需要等の影響を受け、一時景気持ち直しの動きが見られたものの、東日本大震災の影響による厳しい状況に加え、欧州諸国に生じた債務危機による金融不安もあり、先行きは依然不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、平成23年10月の新設住宅着工戸数は、前年同月比5.8%減（国土交通省 建築着工統計調査報告 平成23年11月30日発表）と、2ヶ月連続減少し、市況は調整局面にあると見られます。

このような市場環境の中、当社グループは、基幹事業である中古マンション事業の収益力を引き続き強化し、販売、リノベーション等の周辺の事業領域にも収益機会の拡大を図ってまいりました。ニッチ市場である賃貸中の中古マンション物件については、賃料収入が安定的かつ確実な収益源として寄与しております。当連結会計年度は、人員の増強等に伴い販売費及び一般管理費が増加し、物件取得に応じた有利子負債の増大に伴い営業外費用が増加したものの、中古マンション事業における賃料収入の増加や、利益率上昇等により、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益は前期に比べ、増加しております。

この結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高12,719,214千円（前期比2.5%増）、営業利益1,857,651千円（同15.4%増）、経常利益1,318,192千円（同13.9%増）、当期純利益740,947千円（同13.9%増）となりました。

セグメントの概況は、次のとおりであります。

#### （中古マンション事業）

中古マンション事業におきましては、公募増資等による豊富な調達資金をもとに販売用不動産残高を順調に積み上げたことで賃料収入が増加し、売上高が増加しております。また、賃貸管理の内製化を推進したことで賃貸利益率が上昇いたしました。この結果、売上高は11,833,764千円（同3.4%増）、営業利益は1,806,806千円（同6.5%増）となりました。なお、当連結会計年度の売上原価に含まれる販売用不動産評価損は150,480千円であります。

#### （インベストメント事業）

インベストメント事業におきましては、保有不動産の売却が一巡したため、売上高は減少したものの、SPCに対する投資損失の計上も一巡したため、営業利益が増加いたしました。この結果、売上高は584,858千円（同23.0%減）、営業利益は77,833千円（同264.0%増）となりました。なお、当連結会計年度の売上原価に含まれる販売用不動産評価損は13,263千円であります。

#### （アドバイザー事業）

アドバイザー事業におきましては、証券化案件の一時収入、子会社での仲介業務が順調に拡大したことにより仲介手数料が増大したことで、売上高及び営業利益が増加いたしました。この結果、売上高は300,590千円（同47.6%増）、営業利益は229,824千円（同75.7%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物期末残高は2,614,512千円となり、前連結会計年度末と比較して557,213千円増加しました。

##### ・営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において営業活動により使用した資金は1,892,222千円（前年同期比688,565千円減）となりました。これは主として、販売用不動産の増加額2,816,422千円によるものであります。

##### ・投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は34,871千円（前年同期比28,353千円増）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出32,916千円によるものであります。

##### ・財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において財務活動により得られた資金は2,484,307千円（前年同期比626,873千円増）となりました。これは主として、短期借入金の純増額1,367,440千円、株式の発行による収入1,235,909千円によるものであります。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、中古マンション事業、インベストメント事業、アドバイザー事業を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

### (2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、受注実績の記載はしていません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメント	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)	前年同期比(%)
中古マンション事業(千円)	11,833,764	103.4
インベストメント事業(千円)	584,858	77.0
アドバイザー事業(千円)	300,590	147.6
合計(千円)	12,719,214	102.5

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

### (1) 不動産市場の変化への対応

当社グループは、不動産を多数保有するため、不動産の市場動向を継続して注視し、顧客の需給の変化や当社グループでの保有期間等に応じて、財務健全性を優先して資金回収を優先するなどの的確な対応を行う方針です。そのためには、当社グループの事業規模に応じて適時に適切な判断を行えるよう、社内体制の一層の強化が必要と考えております。

### (2) 金融環境の変化への対応

当社グループでは、不動産を取得・保有する資金調達力が必要不可欠であります。市場環境変化に大きく左右されず安定した資金調達を行うために、金融機関とは単なる融資取引にとどまらず、不動産情報の収集、顧客の紹介や住宅ローン等多面的な関係を構築することにより、「金融機関のビジネスパートナー化」を推進する方針であります。

### (3) コンプライアンスの強化

当社グループは、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することが、継続的に企業価値を高めるために最も重要であると考えております。関連する法令・制度が変革される中、常に企業としての社会的責任を果たすために、経営管理体制の強化に努めます。

## 4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる主な事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、ご留意下さい。

下記文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成23年11月30日）現在において当社が判断したものであります。

### (1)不動産市場環境の動向について

不動産市場は、金融機関による不良債権の処理の活発化、減損会計の導入に対応するための不動産の流動化、不動産投資信託やノンリコース・ローン等の新しいファイナンス手法の開発及び低金利を背景に、成長してまいりました。しかしながら、米国サブプライムローン問題を契機とした世界的な信用収縮が波及し、現在では、全般的に調整局面にあると考えられます。当社グループの事業構成においては、中古マンション事業での投資対象であるファミリータイプの中古マンションの流通価格は、都心の高額価格帯では、値動きの激しさが見られますが、その他の地域は投機資金の流入も少なく、概ね横ばい傾向にあり、安定的に収益を確保しやすい環境が継続していると考えております。インベストメント事業においては、不動産を金融の視点から分析し、その潜在的な収益機会に着目して不動産を投資商品化する事業等を行っており、価格上昇期待に基づいた投機目的の取引は行っておりません。しかしながら、不動産市場の冷え込みがより長期化、深刻化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### (2)競合について

当社グループの中核である中古マンション事業では、賃貸中のファミリータイプ中古マンションというニッチな市場を開拓しており、当社では、投資の規模の拡大よりも投資対象・投資手法の差別化を志向しております。また、インベストメント事業及びアドバイザー事業においては、不動産投資及び金融に関する高い専門能力と知識や経験が不可欠であり、経済的に採算性を確保できる規模を構築するための時間、人材及び投資家に対する投資収益のパフォーマンス実績を必要とするため、新規参入が困難であると考えられます。

しかしながら、不動産市場に大量の人材・資金が流入し、新規参入や既存会社による事業拡大が生じた場合には、当社グループの取引機会が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3)業歴が浅いことについて

当社の設立は平成13年5月であり、業歴の浅い会社であります。十分な期間にわたる過去の財務数値の推移が得られず、過年度の財政状態及び経営成績からでは、今後の当社グループの売上高・利益等の成長を判断するには不十分な面があります。

### (4)有利子負債への依存について

当社グループは、物件の取得に際して自己資金だけでなく金融機関からの借入資金を活用しており、物件取得の状況によってその残高も変動します。当社は、資本効率を高めた経営を志向しており、適正な規模での借入金の調達に努めておりますが、金融環境が変化した場合に、支払利息の負担の増加や借入金の調達が困難になるなど、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、安定的な資金調達を図るため、金融機関との間でシンジケートローン契約または金銭消費貸借契約を締結しておりますが、これらの契約には一定の財務維持要件が付されているものもあり、要件に抵触した場合には、抵当権の設定、期限の利益の喪失等により、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### (5)インベストメント事業について

インベストメント事業では、中古マンション事業とは異なる投資対象に取り組むことで、新たな事業モデルの開発の側面も担っており、自己資金と借入資金を活用して不動産等を取得し、一定期間保有することから、不動産市況の変化に伴う価格変動リスクを負います。このため、その取得・売却の時期や金額に応じて、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### (6)キャッシュ・フロー計算書の記載について

インベストメント事業の投資物件は、売却時まで固定資産から販売用不動産に振り替えて売上計上しており、営業キャッシュ・フローのプラス（販売用不動産の減少）として記載されます。また、不動産の購入時には有形固定資産の購入としているため、投資キャッシュ・フローのマイナスとして記載されます。なお、上記会計処理については、重要な非資金取引として固定資産の販売用不動産への振替額を、連結財務諸表に注記しております。

### (7)不動産の欠陥・瑕疵について

当社グループは、不動産の欠陥・瑕疵等により予期せぬ損害を被る可能性がないよう、投資対象不動産の選定・取得の判断を行うに当たって可能な限り第三者の専門家による調査を行い、慎重な対応に注力しております。不動産における、権利、構造、環境等に関する欠陥・瑕疵については、売主が原則として瑕疵担保責任を負いますが、通常「宅地建物取引業法」が定める最短期間である2年間に限定されており、また必ずしも瑕疵担保責任を追及できるとは限りま

せん、その結果、取得した不動産に欠陥や瑕疵等があった場合には、瑕疵の修復のため追加費用等が生じることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8)不測の事故・自然災害による損害について

当社グループの不動産は、東京都を中心として、神奈川県、埼玉県、千葉県及びその他の地域（大阪府、兵庫県等）に所在しております。不動産について、火災、暴動、テロ、地震、噴火、津波等の不測の事故・自然災害が不動産物件の存在する地域で発生した場合には、投資対象不動産が滅失、劣化または毀損し、賃貸収入が激減し、突発的に修繕のための支出が必要となり、または将来の売却価値が著しく減少する可能性があります。また、不測の事故・自然災害により、不動産投資に対する投資マインドが冷え込み、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。これらの不測の事故・自然災害による損害リスクに対応するため、当社グループが取得する投資対象不動産に関して、原則として火災保険・施設賠償責任保険を付保（地震保険については、個々の物件の状況に応じて付保）しております。

しかしながら、投資対象不動産等の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性、保険契約でカバーされない災害が発生する可能性または保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず、もしくは遅れる可能性も否定できません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により事故・自然災害発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

なお、当社グループでは東北6県（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県）において不動産は所有しておらず、現時点において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による当社グループ保有物件への重大な被害は生じておりません。しかしながら、この地震による二次的災害として、今後、東京近郊において、大規模な資材の調達不足や物流遅延、放射能汚染による資産価値の下落、風評等による消費者心理の悪化等が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9)不動産に関する権利関係の複雑性及び不動産登記に公信力がないことについて

不動産をめぐっては、様々な権利義務が発生する可能性があります。日本の不動産登記には公信力（公示を信頼して取引した者には、公示どおりの権利状態があったと同様の保護を与える力）がないことから、登記を信頼して取引した場合でも保護されない場合があります。また登記から事前に不動産に係る権利義務を知りえない場合があります。したがって、当社グループが取得した権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受け、あるいは第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。このような事態に対して当社グループとしては、第三者から不動産に関する情報を可能な限り入手する等の対応を行っておりますが、現実にはこのような事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10)構造計算書偽装問題について

姉齒元一級建築士による構造計算書偽装問題の発覚後、当社は、当社グループの保有する物件及び売却済みの物件について以下の調査を実施いたしました。当社が調査を実施した限り、構造計算書の偽装が疑われている建築事務所の関与する物件はありませんでした。

調査の内容としては、構造計算書の偽装が疑われている建築事務所の関与の有無を確認するために、社内保管資料や取引先への質問により過去の取引物件について建築に関与した先（施工会社、設計者及び構造計算書作成者）に関する情報を収集し、また、国土交通省による構造計算書偽装問題の公表資料を元に、該当する物件がないか確認を行いました。さらに、1棟物件は、構造計算書の検証を第三者の専門家に依頼して実施いたしました。ただし、構造計算書については当時所有者に保存義務がなく、中古不動産を第三者から取得する場合には構造計算書の全部または一部が引き継がれない場合や、法令の保存期間を経過している場合など、追跡調査ができない場合があります。なお、第三者の専門家による構造計算書の検証ができなかった物件については、建物診断報告書や不動産鑑定報告書等において特段の指摘はなく、また国土交通省が公表している偽装物件は建築確認の時期が平成9年以降であることを考慮すると、最も新しい建築確認の時期が平成5年4月であり、偽装の可能性は低いものと当社では判断しております。また、平成17年12月1日以降の取得物件については、取得の際に建築に関与した先を調査し、1棟物件については構造計算書の検証を第三者の専門家に依頼しております。

しかしながら、構造計算書偽装問題は解決には至っておらず、建築物に対する不信任は今後さらに広がる可能性があります。新たな偽装物件が発覚するなど社会的に問題が深刻化する可能性も否定できません。その場合、不動産及び住宅に対する不信任が高まり、不動産市場の冷え込みにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、上記のとおり、当社グループの保有する物件及び売却済みの物件について、当社は構造計算書が偽装されている可能性は低いと判断しておりますが、仮に構造計算書が偽装されていた場合には、当該不動産の価値が下落しあるいは追加的な補償等を行うことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11)法的規制について

当社グループは、現時点における法令を遵守して業務を行っておりますが、今後、関連する法令が新たに制定され、または既存の法令が改廃された場合には、当社グループの事業の一部が制約を受け、あるいは対応のために追加的な費用がかかるなど、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。また、法令違反の事象が発生し、監督官庁より業務の停止や免許の取消等の処分を受けた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。なお、当社グループの事業に関連する主な法律は以下のとおりであります。

##### ・宅地建物取引業法

当社は、宅地建物取引業法に基づく「宅地建物取引業者」として、不動産の売買もしくは交換、賃貸の代理もしくは媒介を行っております（国土交通大臣（1）第8237号 有効期限 平成28年11月30日）。宅地建物取引業は、宅地建

物取引業法をはじめとして、それに関連する各種法令により規制を受けております。

・金融商品取引法

当社は、金融商品取引法に基づく「第2種金融商品取引業」「投資助言・代理業」の登録を行っております（関東財務局（金商）第2191号）。金融商品取引業者は、金融商品取引法をはじめとして、それに関連する各種法令により規制を受けております。

・資産の流動化に関する法律（改正SPC法）

日本国内においてSPC法上の特定目的会社を設立して、資産流動化を行う場合には、資産の流動化に関する法律の規制を受けることになります。

・不動産特定共同事業法

任意組合理型、匿名組合理型、共有持分による賃貸型で、複数の投資家から出資を募り、現物不動産への投資を行い共同で資産を運用し、当該事業から得られた収益を投資家に分配する事業を行う場合には、不動産特定共同事業法の規制を受けることになります。

(12)特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である水永政志は最高経営責任者として当社グループの経営方針や経営戦略・事業戦略、投資判断、資金調達等をはじめ、事業推進上重要な役割を果たしております。この事実を認識し当社では過度に同氏へ依存しないよう、経営体制を整備して権限の委譲を進め人材の育成に努めております。また、現状において同氏が当社業務を離れる事態は想定しておりませんが、同氏が何らかの理由により業務を遂行できなくなった場合には、当社グループの業績及び今後の事業推進に重大な影響を与える可能性があります。

(13)小規模組織であることについて

当社グループは組織規模が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い人員増強を図り、内部管理体制も併せて強化・充実させていく方針ですが、事業の拡大及び人員の増加に適切に組織的対応ができなかった場合には、当社グループの事業遂行及び拡大に影響を及ぼす可能性があります。

(14)人材の獲得について

当社グループは、中古マンション事業、インベストメント事業及びアドバイザー事業を展開しており、これらの事業に関する高度な知識と組織力に基づく競争力のあるサービスを提供していくためには、優秀な人員の確保及びその育成が不可欠となります。当社グループではこの認識のもとに、人材の採用・育成を継続して行っていく方針ですが、当社グループの求める人材が十分に確保できない場合や当社グループの役職員が社外に流失した場合には、事業の推進に影響が生じる可能性があります。

(15)潜在株式比率が高いことについて

当社は、取締役及び従業員に対して新株予約権を利用したストックオプション制度を採用しております。当該新株予約権は、平成14年12月11日開催の臨時株主総会、平成16年2月27日開催の定時株主総会、平成17年5月26日開催の臨時株主総会、平成18年2月23日開催の定時株主総会、平成21年7月15日開催の取締役会、平成22年2月26日開催の取締役会及び平成23年6月30日開催の取締役会において決議されたものであります。権利行使期間においてこれらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値は希薄する可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (重要な借入契約)

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
スター・マイカ(株)	㈱三菱東京UFJ銀行を中心とする9金融機関	総額65億円のシンジケートローン(タームローン)	平成20年1月30日から平成23年1月14日まで
スター・マイカ(株)	㈱三菱東京UFJ銀行を中心とする3金融機関	総額40億円のシンジケートローン(タームローン)	平成21年2月13日から平成26年1月27日まで
スター・マイカ(株)	㈱三菱東京UFJ銀行を中心とする4金融機関	総額約16億円のシンジケートローン(タームローン)	平成22年2月15日から平成24年2月15日まで(注1)
スター・マイカ(株)	㈱三菱東京UFJ銀行を中心とする6金融機関	総額約15億円のシンジケートローン(タームローン)	平成23年1月14日から平成25年1月15日まで
スター・マイカ(株)	㈱三菱東京UFJ銀行	極度額20億円の当座借越契約の締結(注2)	平成23年3月31日から平成24年3月31日まで

(注)1.平成24年1月16日に期限前弁済しております。

(注)2.当該当座借越契約には、タームアウト条項(1年間の借越期間満了後、借入金額を4年間のタームローン(長期借入金)へ移行するオプション条項)が含まれております。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの第11期(平成22年12月1日から平成23年11月30日まで)における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社が判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と異なる可能性を含んでおりますのでご留意下さい。

### (1)重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2)財政状態の分析

#### (資産)

資産合計は、31,284,477千円となりました。このうち、流動資産合計は27,117,941千円となり、前連結会計年度末に比べて3,502,111千円増加しました。これは主として、好調な物件取得により販売用不動産が2,934,631千円増加したことによるものであります。また、固定資産合計は4,166,535千円となり、前連結会計年度末に比べて405,203千円減少しました。これは主として、固定資産から販売用不動産への振替等により、有形固定資産が134,157千円減少し、持分法非適用関連会社の清算により投資有価証券が226,800千円減少したことによるものであります。

#### (負債)

負債合計は19,733,729千円となりました。このうち、流動負債合計は8,476,937千円となり、前連結会計年度に比べて3,294,653千円増加しました。これは主として、新規物件取得等により短期借入金が1,367,440千円増加し、1年内返済予定の長期借入金が2,239,851千円増加したことによるものであります。

また、固定負債合計は11,256,791千円となり、前連結会計年度に比べて2,108,402千円減少しました。これは主として、物件売却等により長期借入金が2,104,493千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

純資産合計は11,550,748千円となり、前連結会計年度末に比べて、1,908,941千円増加しました。これは主として、公募増資等により、資本金が623,668千円増加し、資本剰余金が623,668千円増加したことに加えて、利益剰余金が640,847千円増加したことによるものであります。

### (3)経営成績の分析

#### (売上高)

当連結会計年度の売上高は12,719,214千円となり、前連結会計年度と比べて316,067千円増加しました。中古マンション事業は、公募増資等による豊富な調達資金をもとに販売用不動産残高を順調に積み上げたことで賃料収入が

増加したため、売上高は393,739千円増加して11,833,764千円となりました。インベストメント事業は、一棟物件の売却が一巡したことにより、売上高は174,582千円減少して584,858千円となりました。一方、アドバイザー事業は、証券化案件の一時収入、子会社での仲介業務が順調に拡大したことにより仲介手数料が増大したことで売上高は96,910千円増加し、300,590千円となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は9,690,903千円となり、前連結会計年度と比べて80,839千円減少しました。売上総利益は3,028,310千円となり、前連結会計年度と比べて396,906千円増加しました。売上総利益の増加の主な要因は、中古マンション事業における売上高の増加等によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、1,170,659千円となり、前連結会計年度と比べて149,428千円増加しました。販売費及び一般管理費の増加の主な要因は、人員の増強等に伴い給与及び賞与が増えたことによりです。当連結会計年度の主な内訳としては、給与及び賞与366,508千円、租税公課311,283千円、役員報酬87,000千円であります。

(営業外損益)

当連結会計年度の営業外収益は、2,377千円となり、前連結会計年度と比べて、736千円増加しました。一方、営業外費用は、主に支払利息383,411千円、借入金に伴う支払手数料145,282千円を計上した結果、営業外費用合計では541,836千円となり、前連結会計年度と比べて87,118千円増加しました。

(特別損益・法人税等・その他)

当連結会計年度は特別損益の計上がなかったため、特別利益は2,985千円減少し、また、特別損失は701千円減少しました。なお、税金費用(法人税、住民税及び事業税に法人税等調整額を加減したものは)は524,652千円となり、前連結会計年度と比べて71,831千円増加しており、一方で少数株主利益52,592千円が生じました。その結果、当期純利益は740,947千円となり、前連結会計年度と比べて90,325千円増加しました。

(4)資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物期末残高は2,614,512千円となり、前連結会計年度末と比較して557,213千円増加しました。

・営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において営業活動により使用した資金は1,892,222千円(前年同期比688,565千円減)となりました。これは主として、販売用不動産の増加額2,816,422千円によるものであります。

・投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は34,871千円(前年同期比28,353千円増)となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出32,916千円によるものであります。

・財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において財務活動により得られた資金は2,484,307千円(前年同期比626,873千円増)となりました。これは主として、短期借入金の純増額1,367,440千円、株式の発行による収入1,235,909千円によるものであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等は8,911千円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは、本社の設備増設による有形固定資産の取得であります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

平成23年11月30日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (人)	
			建物	構築物	車両運 搬具	器具 備品	土地 (面積㎡)	リース資 産	無形固定 資産		合計
本社 (東京都港区)	全社共通	本社 機能	11,042	-	2,904	6,046	-	-	9,287	29,282	40(7)
横浜支店 (神奈川県横浜市)	中古マン ション事業	営業 拠点	995	-	-	531	-	-	-	1,526	3(-)
賃貸不動産 (福岡県福岡市他)	インベスト メント事業	賃貸不 動産	727,464	2,562	-	1,963	2,024,546 (4,140.92)	-	-	2,756,536	-(-)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。  
 2. 従業員数の( )は、臨時従業員数を外書しております。  
 3. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料
本社 (東京都港区)	全社共通	事務所(賃借)	63,499千円
横浜支店 (神奈川県横浜市)	中古マンション事業	事務所(賃借)	400千円

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

平成23年11月30日現在において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	212,000
計	212,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	100,000	100,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	100,000	100,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年12月11日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年1月31日)
新株予約権の数(個)	5,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成15年1月1日から 平成34年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。



2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分をする時は、その新株式発行の時または自己株式処分の時（新株予約権の行使による場合を除く）をもって次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

前記算式において、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という）は、権利行使時においても当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合はこの限りでない。

対象者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く）を受けたときは、新株予約権を行使できない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

対象者が行使期間開始後に死亡した場合、その相続人は、対象者死亡の日より1年経過する日と権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでの間、対象者死亡の日において行使可能な新株予約権を行使することができる。

4. 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案並びに当社が消滅会社となる合併契約書の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、当社及び当社子会社の取締役または監査役の地位を喪失し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

前項の他、当社は取得した新株予約権をいつでも無償で消却することができる。

平成16年2月27日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,668	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,668(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年3月11日から 平成26年2月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

## (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権 1 個につき普通株式 1 株とする。ただし、当社が株式分割（配当可能利益または資本準備金の資本組み入れによる場合も含むものとし、以下同様とする。）または株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権の目的となる株式の数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株の 100 分の 1 に満たない端株については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分をする時は、その新株式発行の時または自己株式処分の時（新株予約権の行使による場合を除く）をもって次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

前記算式において、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

## 3. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権の割当を受けた者のうち、割当時点で当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準じる地位にある者及び社外取引先・社外顧問は、権利行使時においても割当時点と同等またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く）を受けたときは、新株予約権を行使できない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」で定めるところによる。

## 4. 当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案並びに当社が消滅会社となる合併契約書の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、当社及び当社子会社の取締役または監査役の地位を喪失し新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

前項の他、当社は取得した新株予約権をいつでも無償で消却することができる。

平成17年 5月26日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年 1月31日)
新株予約権の数(個)	490	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月2日から 平成27年5月26日まで (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

## (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行うときは、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分をするときは、その新株式発行の時または自己株式処分の時(新株予約権の行使による場合を除く。)をもって次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

前記算式において、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。さらに、当社が合併または株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込価額の調整を行うものとする。

## 3. 上記期間中であっても当社の株式が日本国内のいずれかの取引所において上場される日前の権利行使はできないものとする。

4. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権の割当を受けた者のうち、割当時点で当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準じる地位にある者及び社外取引先・社外顧問は、権利行使時においても割当時点と同等またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く）を受けたときは、新株予約権を行使できない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させるものとする。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

権利行使期間

承継前における権利行使期間と同じとする。

その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合において、新株予約権の承継がなされない場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社が株式移転または株式交換によって他社の完全子会社となる場合において、新株予約権発行に関する取締役会決議に従った新株予約権の承継がなされない場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が、「新株予約権の行使の条件」の定めにより、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

前各号のほか、当社は取得した新株予約権をいつでも無償で消却することができる。

平成17年5月26日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年1月31日)
新株予約権の数(個)	187	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月29日から 平成27年5月26日まで (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

## (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行うときは、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式数を調整する。かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分をするときは、その新株式発行の時または自己株式処分の時(新株予約権の行使による場合を除く。)をもって次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

前記算式において、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込価額の調整を行うものとする。

## 3. 上記期間中であっても当社の株式が日本国内のいずれかの取引所において上場される日前の権利行使はできないものとする。

4. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権の割当を受けた者のうち、割当時点で当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準じる地位にある者及び社外取引先・社外顧問は、権利行使時においても割当時点と同等またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く。）を受けたときは、新株予約権を行使できない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させるものとする。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

権利行使期間

承継前における権利行使期間と同じとする。

その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合において、新株予約権の承継がなされないときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社が株式移転または株式交換によって他社の完全子会社となる場合において、新株予約権発行に関する取締役会決議に従った新株予約権の承継がなされないときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が、「新株予約権の行使の条件」の定めにより、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

前各号のほか、当社は取得した新株予約権をいつでも無償で消却することができる。

## 平成18年2月23日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年1月31日)
新株予約権の数(個)	60	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月2日から 平成28年2月23日まで (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,000 資本組入額 39,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

## (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行うときは、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式数を調整する。かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分をするときは、その新株式発行の時または自己株式処分の時(新株予約権の行使による場合を除く。)をもって次の算式により払い込むべき金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

前記算式において、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込価額の調整を行うものとする。

## 3. 上記期間中であっても当社の株式が日本国内のいずれかの取引所において上場される日前の権利行使はできないものとする。

## 4. 新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

新株予約権の割当を受けた者のうち、割当時点で当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準じる地位にある者及び社外取引先・社外顧問は、権利行使時においても割当時点と同等またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分(ただし、戒告は除く。)を受けたときは、新株予約権を行使できない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他の条件は、新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させるものとする。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなさ

れた場合に限るものとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

権利行使期間

承継前における権利行使期間と同じとする。

その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合において、新株予約権の承継がなされないときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社が株式移転または株式交換によって他社の完全子会社となる場合において、新株予約権発行に関する取締役会決議に従った新株予約権の承継がなされないときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が、「新株予約権の行使の条件」の定めにより、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

前各号のほか、当社は取得した新株予約権をいつでも無償で消却することができる。



会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年7月15日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年1月31日)
新株予約権の数(個)	326	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	326(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	77,500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月2日から 平成25年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,500 資本組入額 38,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割または株式併合を行うときは、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行または自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

調整後1株当たり払込金額 = 調整前1株当たり払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合(時価発行としての増資、新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転の場合を除く。)は、その新株式発行の時または自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

調整後1株当たり払込金額 = 調整前1株当たり払込金額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記の算定において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併または会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする(調整による1円未満の端数は切り上げる。)

3. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、参与その他これらに準じる地位または当社若しくは当社子会社の従業員の地位（以下総称して、「要件地位」という。）にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合は要件地位を喪失しない。

新株予約権の割当てを受けた者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く。）を受けたときは、新株予約権を行使することができない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

新株予約権の割当てを受けた者は、次の各区分に従い権利を行使することができる。

イ．平成23年8月2日より平成24年7月31日までの期間は、割当てを受けた新株予約権の数の最大50%（ただし、小数第1位を四捨五入する。）以内について権利を行使することができる。

ロ．平成24年8月1日以降は、未行使の全ての新株予約権について権利を行使することができる。

その他の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書において定めるところによる。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、前記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 新株予約権の取得事由及び取得条件

以下のイ．からホ．までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社の取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ．当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ．当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の

定めを設ける定款変更の議案

ホ．新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更議案

新株予約権者が前記3．に定めるところにより新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

対象者が要件地位を喪失した場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、市場価格の終値が一度でも権利行使価格の50%（1円未満の端数は切上げ）を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

その他の取得事由及び取得条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

平成22年2月26日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年1月31日)
新株予約権の数(個)	166	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	166(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年3月16日から 平成52年3月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 76,767 資本組入額 38,383	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1．新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割または株式併合を行うときは、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2．新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生

の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合（時価発行として行う増資、新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時または自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

新株予約権発行の日以降に当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

### 4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記. 1 に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

1株当たりの金額を金1円（前記2. に定める行使価額の調整を行った場合は、調整後行使価額とする。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得する場合には、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

平成23年6月30日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年1月31日)
新株予約権の数(個)	400	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90,300(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月16日から 平成27年7月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,300 資本組入額 45,150	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取 締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割または株式併合を行うときは、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価格での新株式の発行または自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分をする場合(時価発行として行う増資、新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転の場合を除く。)は、その新株式発行の時または自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする(調整による1円未満の端数は切り上げる。)

3. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、参与その他これらに準じる地位または当社若しくは当社子会社の従業員の地位（以下総称して、「要件地位」という。）にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合は要件地位を喪失しない。

新株予約権の割当てを受けた者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く。）を受けたときは、新株予約権を行使することができない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

新株予約権の割当てを受けた者は、次の各区分に従い権利を行使することができる。

イ．平成25年7月16日より平成26年7月14日までの期間は割当てを受けた新株予約権の数の最大50%（ただし、小数第1位を四捨五入する。）以内について権利を行使することができる。

ロ．平成26年7月15日以降は、未行使の全ての新株予約権について権利を行使することができる。

その他の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 新株予約権の取得事由及び取得条件

以下のイ．からホ．までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ．当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ．当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の

定めを設ける定款変更の議案

ホ．新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案

新株予約権者が前記3.に定めるところにより新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

対象者が要件地位を喪失した場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権発行の日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、市場価格の終値が一度でも権利行使価格の50%（1円未満の端数は切上げ）を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

その他の取得事由及び取得条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

平成23年6月30日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成23年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年1月31日)
新株予約権の数(個)	230	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	230(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月16日から 平成53年7月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 76,686 資本組入額 38,343	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割または株式併合を行うときは、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割または株式併合を行う時は、株式分割または株式併合の効力発生

の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合（時価発行として行う増資、新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時または自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

新株予約権発行の日以降に当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

### 4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数またはその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記. 1 に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

1株当たりの金額を金1円（前記2. に定める行使価額の調整を行った場合は、調整後行使価額とする。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、残存新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得する場合には、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。



新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り

捨てる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年5月30日 (注)2	1,000	66,100	126,900	1,676,047	126,900	1,644,487
平成19年8月6日 (注)3	2,000	68,100	211,500	1,887,547	211,500	1,855,987
平成19年11月30日 (注)4	12,600	80,700	1,001,700	2,889,247	1,001,700	2,857,687
平成18年12月1日～ 平成19年11月30日 (注)1	881	81,581	26,430	2,915,677	26,430	2,884,117
平成19年12月1日～ 平成20年11月30日 (注)1	240	81,821	7,560	2,923,237	7,560	2,891,677
平成20年12月1日～ 平成21年11月30日 (注)1	20	81,841	600	2,923,837	600	2,892,277
平成21年12月1日～ 平成22年11月30日 (注)1	1,159	83,000	25,532	2,949,370	25,532	2,917,810
平成23年4月27日 (注)5	13,500	96,500	519,243	3,468,613	519,243	3,437,053
平成23年5月24日 (注)6	2,000	98,500	76,925	3,545,538	76,925	3,513,978
平成22年12月1日～ 平成23年11月30日 (注)1	1,500	100,000	27,500	3,573,038	27,500	3,541,478

(注)1. 新株予約権行使による増加

2. 有償第三者割当

発行価格 253,800円、資本組入額 126,900円

割当先は、Deutsche Bank AG, London Branch であります。

3. 有償第三者割当

発行価格 211,500円、資本組入額 105,750円

割当先は、Deutsche Bank AG, London Branch であります。

4. 有償第三者割当

発行価格 159,000円、資本組入額 79,500円

割当先は、(有)ジュピターインベストメント(現(合)ジュピターインベストメント)であります。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 81,600円、発行価額 76,925円、資本組入額 38,462.50円、払込金総額 1,038,487千円

6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 76,925円、資本組入額 38,462.50円

割当先は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であります。

## ( 6 ) 【所有者別状況】

平成23年11月30日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	-	8	7	29	19	1	2,850	2,914
所有株式数(株)	-	22,805	58	31,448	10,757	1	34,931	100,000
所有株式数の割合(%)	-	22.8	0.1	31.4	10.8	0.0	34.9	100.0

(7)【大株主の状況】

平成23年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社オフィス扇	東京都港区虎ノ門三丁目18番6号	16,450	16.5
合同会社ジュピターインベスト メント	東京都港区六本木六丁目7番6号六本木アネックス ビル	12,600	12.6
日本トラスティ・サーピス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,280	12.3
田口 弘	東京都渋谷区	9,000	9.0
水永 政志	東京都港区	7,832	7.8
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	7,135	7.1
重田 康光	東京都港区	3,910	3.9
ゴールドマン・サックス・イン ターナショナル (常任代理人:ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	Peterborough Court,133 Fleet Street,London EC4A 2BB UK (東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森 タワー)	2,424	2.4
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	1,885	1.9
弁護士法人ITJ法律事務所	東京都港区南青山三丁目1番31号NBF南青山ビル	1,427	1.4
計	-	74,943	74.9

(注)1.インベスコ投信投資顧問株式会社から、平成23年4月5日付(報告義務発生日平成23年3月31日)に提出され  
 た大量保有報告書により以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点におけ  
 る実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

大量保有者	住所	保有株券等の数	株券等保有割合
インベスコ投信投資顧問株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	4,381株	5.27%

2.合同会社ジュピターインベストメント及びその共同保有者であるゴールドマン・サックス証券株式会社から、  
 平成23年11月28日付(報告義務発生日平成23年11月18日)に提出された大量保有報告書により以下の株式を保  
 有している旨の報告を受けておりますが、このうち、ゴールドマン・サックス証券株式会社については期末時  
 点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

大量保有者	住所	保有株券等の数	株券等保有割合
合同会社ジュピターインベストメント	東京都港区六本木六丁目7番6号 六本木アネックスビル	12,600株	12.60%
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	200株	0.20%

3.前事業年度末において主要株主であった田口弘は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,000	100,000	-
発行済株式総数	100,000	-	-
総株主の議決権	-	100,000	-

## 【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## ( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成14年12月11日臨時株主総会決議

決議年月日	平成14年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の代表取締役社長 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 平成16年2月27日定時株主総会決議

決議年月日	平成16年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の代表取締役社長 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 平成17年5月26日臨時株主総会決議

決議年月日	平成17年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の代表取締役社長 1 当社の取締役 1 当社の監査役 1 当社の従業員 3 当社の顧問 1 当社の取引先 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成17年 5月26日臨時株主総会決議

決議年月日	平成17年 5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 1 当社の従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年 2月23日定時株主総会決議

決議年月日	平成18年 2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成21年 7月15日取締役会決議

決議年月日	平成21年 7月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の代表取締役 1 当社の取締役 2 当社の従業員 36
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 平成22年 2月26日取締役会決議

決議年月日	平成22年 2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 平成23年 6月30日取締役会決議

決議年月日	平成23年 6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 54
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 平成23年 6月30日取締役会決議

決議年月日	平成23年 6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成24年1月16日)での決議状況 (取得期間 平成24年1月17日～平成24年11月30日)	500	35,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	179	12,062,100
提出日現在の未行使割合(%)	64.2	65.5

(注) 上記、自己株式の取得は平成24年2月9日に終了しております。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成24年2月9日)での決議状況 (取得日 平成24年2月10日)	12,600	738,360,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	12,600	738,360,000
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 上記、自己株式の取得は平成24年2月10日に終了しております。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	12,779	-

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。そこで、業績に応じて継続的な利益配分を年2回中間配当及び期末配当として実施するとともに、機動的な資本政策の遂行を目的とした自己株式の取得を行うことを、利益配分の基本方針としております。また、中長期的には、連結配当性向20%を目標としております。当社の剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、取締役会の決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、経営体質の一層の強化を図るとともに、今後の事業拡大・競争力強化のための成長投資として充当する方針であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成23年6月30日取締役会決議	54,450	550
平成24年1月16日取締役会決議	60,000	600

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成19年11月	平成20年11月	平成21年11月	平成22年11月	平成23年11月
最高(円)	446,000	180,000	99,100	123,000	130,000
最低(円)	131,000	47,000	23,000	76,000	52,500

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	85,800	92,000	87,700	83,400	68,500	73,800
最低(円)	77,000	83,800	71,800	58,000	52,500	55,300

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	水永 政志	昭和39年10月6日生	平成元年4月 三井物産㈱入社 平成7年3月 米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校経営大学院修士課程修了(MBA) 平成7年4月 ㈱ボストンコンサルティンググループ入社 平成8年7月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成12年3月 ㈱ピーアイテクノロジー(現いちごグループホールディングス㈱)設立 代表取締役就任 平成14年2月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	7,832
常務取締役	-	堀内 研二	昭和35年11月12日生	昭和58年4月 シティバンク・エヌエイ入行 平成7年9月 同行証券課マネージャー 平成8年11月 安信住宅販売㈱(現みずほ信不動産販売㈱)入社 平成16年1月 同社本店営業部副部長 平成17年1月 当社入社 平成18年11月 当社投資事業部長 平成19年2月 当社取締役投資事業部長就任 平成21年7月 当社取締役営業本部長就任 平成24年2月 当社常務取締役就任(現任)	(注)3	141
取締役	管理本部長 兼経営企画 室長	日浦 正貴	昭和50年1月31日生	平成9年11月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成17年5月 当社入社 経営企画室長 平成19年2月 当社執行役員経営企画室長就任 平成21年2月 当社取締役経営企画室長就任 平成22年2月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長就任(現任)	(注)3	327
取締役	投資事業本 部長兼投資 事業第1部 長	明石 圭市	昭和42年7月22日生	平成元年4月 ㈱富洋ハウジング入社 平成3年10月 中信住宅販売㈱(現中央三井信不動産㈱)入社 平成9年6月 ㈱プライムエステート設立 代表取締役就任 平成15年10月 ㈱メープルハウジング入社 平成18年7月 当社入社 平成22年2月 当社投資事業第1部長就任 平成24年2月 当社取締役投資事業本部長兼投資事業第1部長就任(現任)	(注)3	-
取締役	戦略事業本 部長	秋澤 昭一	昭和40年5月10日生	昭和63年4月 藤和不動産㈱(現三菱地所レジデンス㈱)入社 平成9年5月 (有)エイテック設立 代表取締役就任 平成15年5月 パシフィックマネジメント㈱(現パシフィックホールディングス㈱)入社 平成16年2月 同社執行役員就任 平成20年2月 パシフィックリアルティ㈱(現㈱パシフィック・プロパティーズ・インベストメント)代表取締役就任 平成23年1月 当社入社戦略事業部長就任 平成24年2月 当社取締役戦略事業本部長就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	田口 弘	昭和12年2月15日生	昭和38年3月 三住商事(株) (現(株)ミスミグループ本社) 入社 昭和44年12月 同社代表取締役社長 平成7年3月 (株)シリウス (現(株)エムアウト) 代表取締役社長 (現任) 平成14年6月 (株)ミスミ (現(株)ミスミグループ本社) 取締役 平成22年2月 当社社外取締役就任 (現任) 平成22年6月 (株)ミスミグループ本社特別顧問 (現任)	(注)3	9,000
常勤監査役	-	河島 克二	昭和19年5月22日生	昭和42年3月 (株)読売旅行入社 昭和58年4月 同社人事課長 平成7年5月 同社経理部長 平成13年2月 読売観光(株) (現(株)読売観光バス) 常務取締役経理部長就任 平成17年5月 当社監査役就任 (現任)	(注)4	73
監査役	-	依田 雅弘	昭和13年9月13日生	昭和36年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 昭和63年6月 同行取締役 国際部長就任 平成6年6月 同行代表取締役専務 情報開発本部長就任 平成7年6月 三和キャピタル(株) (現三菱UFJキャピタル(株)) 代表取締役社長就任 平成11年6月 今橋地所(株) 代表取締役社長就任 平成15年9月 当社顧問就任 平成17年5月 当社監査役就任 (現任) 平成18年4月 一橋大学監事 (非常勤) 就任	(注)4	13
監査役	-	小坂 義人	昭和30年7月13日生	昭和59年12月 税理士登録 昭和62年1月 千葉・小坂会計事務所設立 平成2年2月 公認会計士登録 平成3年3月 アクタス監査法人 (現太陽ASG有限責任監査法人) 設立 代表社員就任 (現任) 平成15年6月 アストマックス(株)監査役就任 (現任) 平成18年2月 当社監査役就任 (現任) 平成18年6月 信越化学工業(株)監査役就任 (現任) 平成21年7月 飛悠税理士法人設立 代表社員就任 (現任)	(注)4	13
計						17,399

- (注) 1. 取締役 田口弘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 河島克二及び小坂義人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成24年2月22日開催の定時株主総会から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成22年2月24日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営監視機能を充実し、経営の公正性・透明性を確保することによって、利害関係者と長期間継続して良好な関係を築くことが、企業経営において必要不可欠であると認識しております。そのために、組織体制の整備だけでなく、コンプライアンスの意識向上及びリスク管理を強化して経営にあたることを基本方針としております。

#### 企業統治の体制

##### イ．企業統治の体制の概要

会社の機関としては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関としての取締役会を、監査機関として監査役会を設置・制定しております。

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在6名（うち1名は社外取締役）で構成され、原則として、月1回以上取締役会を開催し、実質的な討議ができる適正規模で経営に関する重要事項を決定し、実効ある経営監督の体制を整えております。

取締役の任期は1年、定数は7名以内、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票による取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、当社の監査役会は、監査役3名（うち2名は社外監査役）で構成され、取締役会へ参加し、監査に関する重要な事項について報告を受けて、協議・決議を行っております。

##### ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営管理体制の整備、社外取締役1名を含む取締役会の開催、社外監査役2名を含む監査役会の設置等を通じ、十分に経営の監視機能が働くと考えているため、前記体制を採用しております。

##### ハ．その他の企業統治に関する事項

当社は、業務を適正かつ効率的に推進し、社会的責任を遂行する上で当社の実績に適合した有効な内部統制システムの整備及び運用が不可欠であるものと認識しております。このため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、ALM企画部が主体となり、内部統制システムの運用状況の監視を実施しております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であります。監査役3名のうち2名は社外監査役（公認会計士1名を含む）であり、社外監査役のうち1名は常勤監査役であります。監査役は取締役会への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて取締役の業務執行の監視強化を図っております。

また、内部監査は、社長直轄のALM企画部（3名）が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を図っております。

#### 社外取締役及び社外監査役

社外取締役（1名）につきましては、会社の経営経験を重視し、また、社外監査役（2名）につきましては、監査の独立性及び専門知識を重視して、監査役会の過半数となるよう選任しております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会への出席等を通じ、社外の視点からコーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂いております。当社の取締役、監査役と親族関係その他の人的関係を有さず、取引関係その他利害関係はありません。なお、資本的関係として、社外取締役田口弘氏は当社株式（9,000株）を保有、社外監査役河島克二氏は当社株式（73株）を保有、社外監査役小坂義人氏は当社株式（13株）及びストックオプションとしての新株予約権（5株）を保有しております。

また、社外取締役、監査役、内部監査担当及び会計監査人は必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、業務の実効性を高めております。

役員報酬等

イ．報酬等の総額及び役員の数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役 員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	88,532	67,200	21,332	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	1,200	1,200	-	-	-	1
社外役員	6,600	6,600	-	-	-	3

ロ．役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬等の額に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

監査役報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。

なお、当社の取締役報酬限度額は、平成19年2月26日開催の定時株主総会決議により年額300百万円以内であります。また、監査役報酬限度額は、平成19年2月26日開催の定時株主総会決議により年額60百万円以内であります。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会計監査人設置会社であり、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 寺田昭仁(有限責任 あずさ監査法人)

指定有限責任社員 業務執行社員 橋本裕昭(有限責任 あずさ監査法人)

なお監査年数は7年以内であります。

監査業務に関わる補助者の構成

補助者 公認会計士3名 その他7名

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、職務の遂行にあたり責任を合理的範囲にとどめるため、取締役及び監査役ならびに会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)ならびに会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

また、株主への機動的な利益還元を行なうことを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

株主総会特別決議要件に関する事項

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	17,000	-	17,000	500
連結子会社	1,000	-	1,000	-
計	18,000	-	18,000	500

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(当連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務(非監査業務)として、株式発行に関するコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の規模、業務の特性、監査日数、要員等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議及び監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- 前連結会計年度(平成21年12月1日から平成22年11月30日まで)については、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年12月1日から平成23年11月30日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- 前事業年度(平成21年12月1日から平成22年11月30日まで)については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年12月1日から平成23年11月30日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年12月1日から平成22年11月30日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(平成21年12月1日から平成22年11月30日まで)の財務諸表並びに当連結会計年度(平成22年12月1日から平成23年11月30日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成22年12月1日から平成23年11月30日まで)の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入して、積極的な情報収集活動に努めております。



1【連結財務諸表等】  
 (1)【連結財務諸表】  
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年11月30日)	当連結会計年度 (平成23年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,057,298	2,614,512
営業未収入金	63,168	46,773
販売用不動産	2, 3, 4 21,255,888	2, 4 24,190,519
繰延税金資産	61,775	47,757
その他	212,317	229,752
貸倒引当金	34,618	11,374
流動資産合計	23,615,830	27,117,941
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2, 3, 4 1,220,755	2, 4 1,186,107
減価償却累計額	413,941	444,042
建物及び構築物(純額)	806,814	742,064
土地	2, 3, 4 2,119,800	2, 4 2,024,546
その他	4 37,515	68,418
減価償却累計額	25,915	30,972
その他(純額)	11,600	37,446
有形固定資産合計	2,938,214	2,804,057
無形固定資産	12,096	9,754
投資その他の資産		
投資有価証券	1 1,316,800	1,090,000
繰延税金資産	72,933	20,343
その他	231,694	242,380
投資その他の資産合計	1,621,427	1,352,723
固定資産合計	4,571,739	4,166,535
繰延資産	1,714	-
資産合計	28,189,284	31,284,477

	前連結会計年度 (平成22年11月30日)	当連結会計年度 (平成23年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
営業未払金	187,606	143,991
短期借入金	<sup>2</sup> 1,189,400	<sup>2</sup> 2,556,840
1年内返済予定の長期借入金	<sup>2</sup> 2,756,276	<sup>2</sup> 4,996,127
1年内償還予定の社債	100,000	-
未払法人税等	468,583	214,981
その他	480,417	564,997
流動負債合計	5,182,283	8,476,937
固定負債		
長期借入金	<sup>2</sup> 13,329,080	<sup>2</sup> 11,224,587
その他	36,113	32,204
固定負債合計	13,365,193	11,256,791
負債合計	18,547,477	19,733,729
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,949,370	3,573,038
資本剰余金	2,917,810	3,541,478
利益剰余金	2,734,019	3,374,867
株主資本合計	8,601,199	10,489,385
新株予約権	19,187	41,651
少数株主持分	1,021,420	1,019,711
純資産合計	9,641,807	11,550,748
負債純資産合計	28,189,284	31,284,477

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	12,403,146	12,719,214
売上原価	1 9,771,742	1 9,690,903
売上総利益	2,631,404	3,028,310
販売費及び一般管理費	2 1,021,231	2 1,170,659
営業利益	1,610,173	1,857,651
営業外収益		
受取利息	1,085	470
補助金収入	-	1,434
その他	555	473
営業外収益合計	1,641	2,377
営業外費用		
支払利息	333,847	383,411
支払手数料	118,811	145,282
その他	2,057	13,142
営業外費用合計	454,717	541,836
経常利益	1,157,096	1,318,192
特別利益		
償却債権取立益	2,985	-
特別利益合計	2,985	-
特別損失		
固定資産除却損	3 630	-
固定資産売却損	4 70	-
特別損失合計	701	-
税金等調整前当期純利益	1,159,381	1,318,192
法人税、住民税及び事業税	497,074	458,044
法人税等調整額	44,253	66,608
法人税等合計	452,821	524,652
少数株主損益調整前当期純利益	-	793,540
少数株主利益	55,937	52,592
当期純利益	650,622	740,947

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	793,540
包括利益	-	793,540
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	740,947
少数株主に係る包括利益	-	52,592

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	2,923,837	2,949,370
当期変動額		
新株の発行	25,532	623,668
当期変動額合計	25,532	623,668
当期末残高	2,949,370	3,573,038
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	2,892,277	2,917,810
当期変動額		
新株の発行	25,532	623,668
当期変動額合計	25,532	623,668
当期末残高	2,917,810	3,541,478
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	2,210,888	2,734,019
当期変動額		
剰余金の配当	127,491	100,100
当期純利益	650,622	740,947
当期変動額合計	523,131	640,847
当期末残高	2,734,019	3,374,867
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	8,027,003	8,601,199
当期変動額		
新株の発行	51,065	1,247,337
剰余金の配当	127,491	100,100
当期純利益	650,622	740,947
当期変動額合計	574,196	1,888,185
当期末残高	8,601,199	10,489,385
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	1,611	19,187
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,576	22,464
当期変動額合計	17,576	22,464
当期末残高	19,187	41,651
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	1,022,269	1,021,420
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	848	1,708
当期変動額合計	848	1,708
当期末残高	1,021,420	1,019,711

	前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
純資産合計		
前期末残高	9,050,883	9,641,807
当期変動額		
新株の発行	51,065	1,247,337
剰余金の配当	127,491	100,100
当期純利益	650,622	740,947
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,727	20,755
当期変動額合計	590,923	1,908,941
当期末残高	9,641,807	11,550,748

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,159,381	1,318,192
減価償却費	106,072	53,702
貸倒引当金の増減額（は減少）	11,054	23,243
受取利息	1,085	470
支払利息	333,847	383,411
株式交付費	-	11,427
社債発行費償却	2,057	1,714
固定資産売却損益（は益）	70	-
固定資産除却損	630	-
営業債権の増減額（は増加）	1,328	16,394
販売用不動産の増減額（は増加）	3,775,106	2,816,422
営業債務の増減額（は減少）	85,685	43,615
その他	53,590	285,950
小計	2,129,653	812,958
利息の受取額	1,083	469
利息の支払額	340,746	380,993
法人税等の支払額	111,472	698,740
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,580,787	1,892,222
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	10,350	32,916
無形固定資産の取得による支出	7,200	1,955
有形固定資産の売却による収入	1,033	-
定期預金の預入による支出	30,000	-
定期預金の払戻による収入	40,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,517	34,871
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	232,900	1,367,440
長期借入れによる収入	11,780,400	9,637,600
長期借入金の返済による支出	9,922,654	9,502,242
社債の償還による支出	100,000	100,000
株式の発行による収入	51,065	1,235,909
配当金の支払額	127,491	100,100
少数株主への配当金の支払額	56,786	54,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,857,433	2,484,307
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	729,871	557,213
現金及び現金同等物の期首残高	2,787,170	2,057,298
現金及び現金同等物の期末残高	2,057,298	2,614,512

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社の数 3社            連結子会社の名称            スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社            ソフィエル投資事業有限責任組合            ファン・インベストメント株式会社            有限会社スター・ファンド及び有限会社            スター・ファンド・アンバーは、当連結会計年度に、当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結範囲から除外しております。また、一般社団法人スター・プロパティーズは当連結会計年度に清算したため、連結範囲から除外しております。</p> <p>(2)非連結子会社の名称等            該当事項はありません。</p> <p>(3)開示対象特別目的会社            開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額については、「開示対象特別目的会社関係」に記載しております。</p>	<p>(1)連結子会社の数 3社            連結子会社の名称            スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社            ソフィエル投資事業有限責任組合            ファン・インベストメント株式会社</p> <p>(2)非連結子会社の名称等            同左</p> <p>(3)開示対象特別目的会社            同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法非適用会社数及び会社名            関連会社 1社            リープ特定目的会社            持分法を適用しない理由            持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微であり、全体としても重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>持分法非適用会社数及び会社名            該当事項はありません。</p> <p>前連結会計年度において持分法非適用会社であったリープ特定目的会社は、当連結会計年度に清算結了いたしました。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ 有価証券            その他有価証券            時価のないもの            移動平均法による原価法を採用しております。なお、匿名組合出資金及びそれに類する出資については、匿名組合の損益のうち当社の持分相当額を売上高または売上原価に計上するとともに、「投資有価証券」を加減しております。</p>	<p>イ 有価証券            その他有価証券            時価のないもの            同左</p>



項目	前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>□ たな卸資産</p> <p>(1) 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p> <p>イ 有形固定資産</p> <p>(1) 建物（建物附属設備を除く） 平成19年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定額法</p> <p>(2) 建物以外 平成19年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定率法 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 2～45年 その他 3～20年</p> <p>□ 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（5年）を採用しております。</p>	<p>□ たな卸資産</p> <p>(1) 販売用不動産 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p> <p>イ 有形固定資産</p> <p>(1) 建物（建物附属設備を除く） 同左</p> <p>(2) 建物以外 同左</p> <p>□ 無形固定資産 同左</p>
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>ハ 長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>イ 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>□ 社債発行費 償還期間にわたり均等償却しております。</p>	<p>ハ 長期前払費用 同左</p> <p>イ 株式交付費 同左</p> <p>□ 社債発行費 同左</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>イ ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金の利息</p> <p>ハ ヘッジ方針 変動金利による借入金金利を固定金利に交換し、金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>ニ ヘッジ有効性評価の方法 期末残高がないため、該当事項はありません。</p> <p>イ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、免税事業者に該当する連結子会社については税込処理によっております。</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>イ 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	
<p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

## 【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
	<p>(連結損益計算書)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p>

## 【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
	<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。</p>

## 【注記事項】

## (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年11月30日)	当連結会計年度 (平成23年11月30日)
1. 関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(その他) 226,800千円	1.
2. 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 販売用不動産 17,761,617千円 建物及び構築物 736,380千円 土地 2,081,409千円 計 20,579,407千円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 1,189,400千円 1年内返済予定の長期借入金 953,276千円 長期借入金 13,329,080千円 計 15,471,756千円	2. 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 販売用不動産 21,908,118千円 建物及び構築物 730,026千円 土地 2,024,546千円 計 24,662,691千円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 2,556,840千円 1年内返済予定の長期借入金 4,996,127千円 長期借入金 11,224,587千円 計 18,777,554千円
3. 固定資産に振り替えたものは以下のとおりであります。 販売用不動産 706,222千円	3.
4. 販売用不動産に振り替えたものは以下のとおりであります。 建物及び構築物 141,453千円 土地 248,830千円 その他 72千円	4. 販売用不動産に振り替えたものは以下のとおりであります。 建物及び構築物 22,954千円 土地 95,254千円
5. 当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 2,000,000千円 借入実行残高 769,000千円 差引額 1,231,000千円	5. 当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 4,600,000千円 借入実行残高 2,200,000千円 差引額 2,400,000千円

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)
1. 売上原価に含まれるたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は次のとおりであります。 139,002千円	1. 売上原価に含まれるたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は次のとおりであります。 163,743千円
2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 80,291千円 給与及び賞与 291,131千円 租税公課 305,474千円 貸倒引当金繰入額 11,054千円	2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 87,000千円 給与及び賞与 366,508千円 租税公課 311,283千円
3. 固定資産除却損の内訳 その他(器具備品) 630千円	3.
4. 固定資産売却損の内訳 その他(車両運搬具) 70千円	4.

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年12月1日至平成23年11月30日)

1. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
親会社株主に係る包括利益	650,622千円
少数株主に係る包括利益	55,937千円
計	706,560千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	81,841	1,159	-	83,000
合計	81,841	1,159	-	83,000

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,159株は、新株予約権の権利行使による新株発行による増加であります。

2. 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末 残高 (千円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権		-	-	-	-	19,187

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年1月14日 取締役会	普通株式	81,841	1,000	平成21年11月30日	平成22年2月25日
平成22年6月30日 取締役会	普通株式	45,650	550	平成22年5月31日	平成22年8月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年1月14日 取締役会	普通株式	45,650	利益剰余金	550	平成22年11月30日	平成23年2月24日

当連結会計年度（自平成22年12月1日至平成23年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	83,000	17,000	-	100,000
合計	83,000	17,000	-	100,000

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加17,000株は、平成23年4月27日を払込期日とする公募増資、平成23年5月24日を払込期日とするオーバーアロットメントによる株式売出しに関連して行う第三者割当増資、及び新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権		-	-	-	-	41,651

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年1月14日 取締役会	普通株式	45,650	550	平成22年11月30日	平成23年2月24日
平成23年6月30日 取締役会	普通株式	54,450	550	平成23年5月31日	平成23年8月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年1月16日 取締役会	普通株式	60,000	利益剰余金	600	平成23年11月30日	平成24年2月23日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)														
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,057,298千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,057,298千円</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売用不動産の固定資産振替額</td> <td style="text-align: right;">706,222千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産の販売用不動産振替額</td> <td style="text-align: right;">390,356千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,057,298千円	現金及び現金同等物	2,057,298千円	販売用不動産の固定資産振替額	706,222千円	固定資産の販売用不動産振替額	390,356千円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年11月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,614,512千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,614,512千円</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">固定資産の販売用不動産振替額</td> <td style="text-align: right;">118,208千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,614,512千円	現金及び現金同等物	2,614,512千円	固定資産の販売用不動産振替額	118,208千円
現金及び預金勘定	2,057,298千円														
現金及び現金同等物	2,057,298千円														
販売用不動産の固定資産振替額	706,222千円														
固定資産の販売用不動産振替額	390,356千円														
現金及び預金勘定	2,614,512千円														
現金及び現金同等物	2,614,512千円														
固定資産の販売用不動産振替額	118,208千円														

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に中古マンション事業を行うために必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権について定期的な報告を求め、回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

投資有価証券は主に事業において関連する匿名組合出資金及びそれに類する出資であります。時価を把握することが極めて困難なため、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は主に中古マンション事業に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

これら借入金及び社債は、流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成、適宜見直すことにより、当該リスクを管理しております。

また、変動金利による長期借入金については、金利変動のリスクに晒されておりますが、主として営業取引に係るものであり、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

デリバティブ取引については、信用力の高い金融機関との取引となっております。なお、当連結会計年度末において、デリバティブ取引残高はありません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,057,298	2,057,298	-
(2) 営業未収入金	63,168		
貸倒引当金( 1)	34,618		
	28,550	28,550	-
資産計	2,085,849	2,085,849	-
(1) 営業未払金	187,606	187,606	-
(2) 短期借入金	1,189,400	1,189,400	-
(3) 未払法人税等	468,583	468,583	-
(4) 1年内償還予定の社債	100,000	100,000	-
(5) 長期借入金( 2)	16,085,356	16,081,110	4,245
負債計	18,030,946	18,026,701	4,245

( 1 ) 営業未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

( 2 ) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入において想定される利率で割引いた現在価値により算出しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	
(1) 其他有価証券	非上場株式	0
	匿名組合出資金	0
	優先出資証券	1,090,000
(2) 其他関係会社 有価証券	優先出資証券	226,800

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の表示をしておりません。



(注) 3 . 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	2,057,298
営業未収入金	63,168
計	2,120,467

(注) 4 . 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	計 (千円)
社債	100,000	-	-	-	-	-	100,000
長期借入金	2,756,276	5,012,826	4,531,368	3,059,610	228,396	496,880	16,085,356
計	2,856,276	5,012,826	4,531,368	3,059,610	228,396	496,880	16,185,356

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

1 . 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に中古マンション事業を行うために必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権について定期的な報告を求め、回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

投資有価証券は主に事業において関連する匿名組合出資金及びそれに類する出資であります。時価を把握することが極めて困難なため、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に中古マンション事業に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で14年後であります。これら借入金は、流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは、資金繰計画を作成、適宜見直すことにより、当該リスクを管理しております。

また、変動金利による長期借入金については、金利変動のリスクに晒されておりますが、主として営業取引に係るものであり、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,614,512	2,614,512	-
(2) 営業未収入金 貸倒引当金( 1)	46,773 11,374		
	35,399	35,399	-
資産計	2,649,911	2,649,911	-
(1) 営業未払金	143,991	143,991	-
(2) 短期借入金	2,556,840	2,556,840	-
(3) 未払法人税等	214,981	214,981	-
(4) 長期借入金( 2)	16,220,714	16,122,900	97,813
負債計	19,136,526	19,038,713	97,813

( 1 ) 営業未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

( 2 ) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入において想定される利率で割りいた現在価値により算出しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券	
非上場株式	0
匿名組合出資金	0
優先出資証券	1,090,000

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の表示をしておりません。

(注) 3 . 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	2,614,512
営業未収入金	46,773
計	2,661,286

(注) 4 . 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	計 (千円)
長期借入金	4,996,127	5,115,869	2,253,322	1,445,047	1,988,109	422,240	16,220,714
計	4,996,127	5,115,869	2,253,322	1,445,047	1,988,109	422,240	16,220,714

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年11月30日現在)

その他有価証券(連結貸借対照表計上額1,090,000千円)及びその他関係会社有価証券(連結貸借対照表計上額226,800千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難なことから時価開示の対象としておりません。

当連結会計年度(平成23年11月30日現在)

その他有価証券(連結貸借対照表計上額1,090,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難なことから時価開示の対象としておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年12月1日至平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要                      当社は、確定拠出型の年金制度である中小企業退職金共済制度へ加入しており、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項(平成22年11月30日)                      該当事項はありません。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項                      当連結会計年度に費用計上した拠出額は、2,320千円であります。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項                      該当事項はありません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要                      同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項(平成23年11月30日)                      同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項                      当連結会計年度に費用計上した拠出額は、5,048千円であります。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項                      同左</p>

## (ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

## 1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 14,390千円

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	平成14年12月28日 ストック・オプション	平成16年3月11日 ストック・オプション	平成17年7月1日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の代表取締役 1名	当社の代表取締役 1名	当社の代表取締役 1名 当社の取締役 2名 当社の監査役 2名 当社の従業員 11名 当社の顧問 2名 当社の取引先 8名
ストック・オプション数	普通株式 5,000株	普通株式 13,000株	普通株式 4,130株
付与日	平成14年12月28日	平成16年3月11日	平成17年7月1日
権利確定条件	権利行使時においても当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準ずる地位であることを要する。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	平成17年7月1日 ～平成19年7月1日
権利行使期間	平成15年1月1日 ～平成34年12月31日	平成16年3月11日 ～平成26年2月27日	平成19年7月2日 ～平成27年5月26日

	平成17年9月28日 ストック・オプション	平成18年3月1日 ストック・オプション	平成21年8月1日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名	当社従業員 7名	当社の代表取締役 1名 当社の取締役 3名 当社従業員 39名
ストック・オプション数	普通株式 263株	普通株式 125株	普通株式 400株
付与日	平成17年9月28日	平成18年3月1日	平成21年8月1日
権利確定条件	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。
対象勤務期間	平成17年9月28日 ～平成19年9月28日	平成18年3月1日 ～平成20年3月1日	平成21年8月1日 ～平成23年8月1日
権利行使期間	平成19年9月29日 ～平成27年5月26日	平成20年3月2日 ～平成28年2月23日	平成23年8月2日 ～平成25年7月31日

	平成22年3月15日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名
ストック・オプション数	普通株式 166株
付与日	平成22年3月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成22年3月16日 ～平成52年3月14日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数につ  
いては、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成14年12月28日 ストック・オプション	平成16年3月11日 ストック・オプション	平成17年7月1日 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	5,000	3,807	2,290
権利確定	-	-	-
権利行使	-	739	400
失効	-	-	1,300
未行使残	5,000	3,068	590

	平成17年9月28日 ストック・オプション	平成18年3月1日 ストック・オプション	平成21年8月1日 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	386
付与	-	-	-
失効	-	-	40
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	346
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	237	60	-
権利確定	-	-	-
権利行使	20	-	-
失効	30	-	-
未行使残	187	60	-

	平成22年3月15日 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	166
失効	-
権利確定	166
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	166
権利行使	-
失効	-
未行使残	166

単価情報

	平成14年12月28日 ストック・オプション	平成16年3月11日 ストック・オプション	平成17年7月1日 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	35,000	60,000
行使時平均株価 (円)	-	94,232	91,532
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

	平成17年9月28日 ストック・オプション	平成18年3月1日 ストック・オプション	平成21年8月1日 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	60,000	78,000	77,500
行使時平均株価 (円)	88,405	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	平成23年8月2日から 権利行使可能な新株予 約権31,184 平成24年8月1日から 権利行使可能な新株予 約権32,891

	平成22年3月15日 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	76,766

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年3月15日のストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成22年3月15日
株価変動性(注)1	70.45%
予想残存期間(注)2	14.5年
予想配当(注)3	1,000円/株
無リスク利率(注)4	1.76%

(注)1. 予想残存期間は14.5年であるため、当該期間に見合う直近期間を株価情報収集期間(平成18年10月2日から平成22年3月15日)とし、株価情報を収集しております。なお、株価情報収集期間は予想残存期間に満たないが、十分な株価情報が観察できており、異常値も含まれていないと判断し、各取引日の終値の株価変動性を採用しております。

2. 新株予約権を付与した年から定年までの平均年数を退任までの期間とし、オプションは退任後10日間に一様に行使されるものとしています。

3. ストック・オプションの予想配当については、平成21年11月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用） 25,649千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成14年12月28日 ストック・オプション	平成16年3月11日 ストック・オプション	平成17年7月1日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の代表取締役 1名	当社の代表取締役 1名	当社の代表取締役 1名 当社の取締役 2名 当社の監査役 2名 当社の従業員 11名 当社の顧問 2名 当社の取引先 8名
ストック・オプション数	普通株式 5,000株	普通株式 13,000株	普通株式 4,130株
付与日	平成14年12月28日	平成16年3月11日	平成17年7月1日
権利確定条件	権利行使時においても当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準ずる地位であることを要する。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	平成17年7月1日 ～平成19年7月1日
権利行使期間	平成15年1月1日 ～平成34年12月31日	平成16年3月11日 ～平成26年2月27日	平成19年7月2日 ～平成27年5月26日

	平成17年9月28日 ストック・オプション	平成18年3月1日 ストック・オプション	平成21年8月1日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名	当社従業員 7名	当社の代表取締役 1名 当社の取締役 3名 当社従業員 39名
ストック・オプション数	普通株式 263株	普通株式 125株	普通株式 400株
付与日	平成17年9月28日	平成18年3月1日	平成21年8月1日
権利確定条件	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。
対象勤務期間	平成17年9月28日 ～平成19年9月28日	平成18年3月1日 ～平成20年3月1日	平成21年8月1日 ～平成23年8月1日
権利行使期間	平成19年9月29日 ～平成27年5月26日	平成20年3月2日 ～平成28年2月23日	平成23年8月2日 ～平成25年7月31日

	平成22年3月15日 ストック・オプション	平成23年7月15日 ストック・オプション	平成23年7月15日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名	当社従業員 54名	当社の取締役 3名
ストック・オプション数	普通株式 166株	普通株式 400株	普通株式 230株
付与日	平成22年3月15日	平成23年7月15日	平成23年7月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利行使時においても同等のまたはこれに準じる地位であることを要する。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	平成23年7月15日 ～平成25年7月15日	定めておりません。
権利行使期間	平成22年3月16日 ～平成52年3月14日	平成25年7月16日 ～平成27年7月15日	平成23年7月16日 ～平成53年7月14日



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成14年12月28日 ストック・オプション	平成16年3月11日 ストック・オプション	平成17年7月1日 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	5,000	3,068	590
権利確定	-	-	-
権利行使	-	1,400	100
失効	-	-	-
未行使残	5,000	1,668	490

	平成17年9月28日 ストック・オプション	平成18年3月1日 ストック・オプション	平成21年8月1日 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	346
付与	-	-	-
失効	-	-	20
権利確定	-	-	163
未確定残	-	-	163
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	187	60	-
権利確定	-	-	163
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	187	60	163

	平成22年3月15日 ストック・オプション	平成23年7月15日 ストック・オプション	平成23年7月15日 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	400	230
失効	-	-	-
権利確定	-	-	230
未確定残	-	400	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	166	-	-
権利確定	-	-	230
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	166	-	230

## 単価情報

	平成14年12月28日 ストック・オプション	平成16年3月11日 ストック・オプション	平成17年7月1日 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	35,000	60,000
行使時平均株価 (円)	-	72,605	108,205
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

	平成17年9月28日 ストック・オプション	平成18年3月1日 ストック・オプション	平成21年8月1日 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	60,000	78,000	77,500
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	平成23年8月2日から 権利行使可能な新株予 約権31,184 平成24年8月1日から 権利行使可能な新株予 約権32,891

	平成22年3月15日 ストック・オプション	平成23年7月15日 ストック・オプション	平成23年7月15日 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	90,300	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	76,766	平成25年7月16日から 権利行使可能な新株予 約権32,571 平成26年7月15日から 権利行使可能な新株予 約権34,158	76,686

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年7月15日のストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

#### (1) ストックオプション（新株予約権）

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション  
 主な基礎数値及び見積方法

	平成23年7月15日
株価変動性（注）1	63.86% 62.01%
予想残存期間（注）2	3年 3.5年
予想配当（注）3	1,100円 / 株
無リスク利率（注）4	0.20% 0.25%

（注）1．予想残存期間は3年及び3.5年であるため、当該期間に見合う直近期間を株価情報収集期間（平成20年7月16日から平成23年7月15日 平成20年1月16日から平成23年7月15日）とし、株価情報を収集しております。

2．合理的な見積りが困難であるため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を推定として見積もっております。

3．平成22年11月期の配当実績によっております。

4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### (2) 新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル  
 主な基礎数値及び見積方法

	平成23年7月15日
株価変動性（注）1	64.02%
予想残存期間（注）2	13.4年
予想配当（注）3	1,100円 / 株
無リスク利率（注）4	1.46%

（注）1．予想残存期間は13.4年であるため、当該期間に見合う直近期間を株価情報収集期間（平成18年10月2日から平成23年7月15日）とし、株価情報を収集しております。なお、株価情報収集期間は予想残存期間に満たないが、十分な株価情報が観察できており、異常値も含まれていないと判断し、各取引日の終値の株価変動性を採用しております。

2．新株予約権を付与した年から定年までの平均年数を退任までの期間とし、オプションは退任後10日間に一様に行使されるものとしております。

3．平成22年11月期の配当実績によっております。

4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)																																												
<p>1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">38,869千円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">5,403千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td style="text-align: right;">14,082千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,419千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">61,775千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">57,145千円</td></tr> <tr><td>繰延消費税等</td><td style="text-align: right;">4,406千円</td></tr> <tr><td>税務売上認識額</td><td style="text-align: right;">2,947千円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">3,888千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,544千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(固定)小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">72,933千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計 <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">134,709千円</span></p> <p>繰延税金資産の純額 <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">134,709千円</span></p>	未払事業税	38,869千円	減価償却超過額	5,403千円	貸倒引当金超過額	14,082千円	その他	3,419千円	繰延税金資産(流動)小計	61,775千円	投資有価証券評価損	57,145千円	繰延消費税等	4,406千円	税務売上認識額	2,947千円	株式報酬費用	3,888千円	その他	4,544千円	繰延税金資産(固定)小計	72,933千円	<p>1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">21,245千円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">4,798千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td style="text-align: right;">4,626千円</td></tr> <tr><td>貸倒損失否認額</td><td style="text-align: right;">14,637千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,450千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">47,757千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延消費税等</td><td style="text-align: right;">1,184千円</td></tr> <tr><td>税務売上認識額</td><td style="text-align: right;">2,045千円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">12,362千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,751千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(固定)小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,343千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計 <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">68,101千円</span></p> <p>繰延税金資産の純額 <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">68,101千円</span></p>	未払事業税	21,245千円	減価償却超過額	4,798千円	貸倒引当金超過額	4,626千円	貸倒損失否認額	14,637千円	その他	2,450千円	繰延税金資産(流動)小計	47,757千円	繰延消費税等	1,184千円	税務売上認識額	2,045千円	株式報酬費用	12,362千円	その他	4,751千円	繰延税金資産(固定)小計	20,343千円
未払事業税	38,869千円																																												
減価償却超過額	5,403千円																																												
貸倒引当金超過額	14,082千円																																												
その他	3,419千円																																												
繰延税金資産(流動)小計	61,775千円																																												
投資有価証券評価損	57,145千円																																												
繰延消費税等	4,406千円																																												
税務売上認識額	2,947千円																																												
株式報酬費用	3,888千円																																												
その他	4,544千円																																												
繰延税金資産(固定)小計	72,933千円																																												
未払事業税	21,245千円																																												
減価償却超過額	4,798千円																																												
貸倒引当金超過額	4,626千円																																												
貸倒損失否認額	14,637千円																																												
その他	2,450千円																																												
繰延税金資産(流動)小計	47,757千円																																												
繰延消費税等	1,184千円																																												
税務売上認識額	2,045千円																																												
株式報酬費用	12,362千円																																												
その他	4,751千円																																												
繰延税金資産(固定)小計	20,343千円																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																												
	<p>3. 連結決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りとなります。</p> <p>平成24年11月30日まで 40.69%</p> <p>平成24年12月1日から平成27年11月30日 38.01%</p> <p>平成27年12月1日以降 35.64%</p> <p>この税率の変更による影響は軽微であります。</p>																																												

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

共通支配下の取引等

1. 結合当事会社の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 スター・マイカ株式会社(当社)

事業の内容 不動産業

被結合企業

名称 有限会社スター・ファンド及び有限会社スター・ファンド・アンバー

事業の内容 不動産業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、有限会社スター・ファンド及び有限会社スター・ファンド・アンバーを消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

スター・マイカ株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

事業環境の変化に対応して、当社グループの経営資源を当社に集中するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自平成22年12月1日至平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年11月30日)

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の建物(土地を含む。)を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は74,676千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,688,637	227,227	2,915,864	2,905,260

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は販売用不動産からの振替によるもの(706,222千円)であり、主な減少額は販売用不動産への振替によるもの(390,356千円)であります。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産評価会社による不動産評価額、及び「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当連結会計年度(自平成22年12月1日至平成23年11月30日)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の建物(土地を含む。)を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は102,558千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,915,864	133,327	2,782,536	2,616,340

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は資本的支出によるもの(27,498千円)であり、主な減少額は販売用不動産への振替によるもの(118,208千円)であります。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産評価会社による不動産評価額、及び「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

(セグメント情報等)

a. 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

	中古マンション事業 (千円)	インベストメント事業 (千円)	アドバイザー事業 (千円)	計 (千円)	消去または 全社 (千円)	連結 (千円)
・売上高及び営業利益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	11,440,025	759,440	203,679	12,403,146	-	12,403,146
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	-	-	96,406	96,406	96,406	-
計	11,440,025	759,440	300,086	12,499,553	96,406	12,403,146
営業費用	9,743,451	738,059	169,282	10,650,793	142,179	10,792,973
営業利益	1,696,573	21,381	130,804	1,848,759	238,586	1,610,173
・資産、減価償却費及び資本 的支出						
資産	21,557,590	4,527,877	215,227	26,300,695	1,888,589	28,189,284
減価償却費	5,072	95,515	1,326	101,913	4,158	106,072
資本的支出	2,436	6,375	1,538	10,350	7,200	17,550

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、役務の系列及び類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な役務

事業区分	
中古マンション事業	マンション売却収入、マンション賃貸収入
インベストメント事業	不動産売却収入、不動産賃貸収入
アドバイザー事業	業務委託料、不動産仲介手数料、賃貸管理手数料

3. 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、238,586千円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用であります。

4. 資産のうち、消去または全社の項目に含めた全社資産の金額は、1,888,589千円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び有価証券)及び管理部門に係る資産であります。

b. 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

海外拠点を有しておりませんので、該当事項はありません。

c. 【海外売上高】

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

d. 【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、賃貸中のファミリータイプのマンションの売買及び賃貸を主な事業とし、さらにマンションに限らず幅広い住居系不動産への投資、金融及び不動産分野におけるコンサルティング等の事業活動を展開しております。これにより、「中古マンション事業」、「インベストメント事業」及び「アドバイザー事業」の3つを報告セグメントとしております。

各事業の内容は下記のとおりであります。

- 「中古マンション事業」・・・中古マンション販売事業及び賃貸事業
- 「インベストメント事業」・・・不動産販売事業及び賃貸事業（中古マンション事業を除く）
- 「アドバイザー事業」・・・不動産仲介事業、賃貸管理事業及び投資助言業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日）

従来までのセグメント情報の取り扱いに基づく連結財務諸表のセグメント情報として「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）等に準拠した場合と同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

（単位：千円）

	中古マンション事業	インベストメント事業	アドバイザー事業	合計	調整額 (注)1	連結財務諸表計上額 (注)2
売上高						
外部顧客に対する売上高	11,833,764	584,858	300,590	12,719,214	-	12,719,214
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	215,974	215,974	215,974	-
計	11,833,764	584,858	516,565	12,935,188	215,974	12,719,214
セグメント利益	1,806,806	77,833	229,824	2,114,464	256,812	1,857,651
セグメント資産	24,543,799	4,070,511	384,556	28,998,867	2,285,610	31,284,477
その他の項目						
減価償却費	3,906	43,299	2,231	49,438	4,263	53,702
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,504	27,716	1,195	33,416	1,455	34,871

(注)1. 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない販売費及び一般管理費の全社費用であります。
  - (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。  
 全社資産の主なものは、当社での余資運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産であります。
  - (3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。



e. 【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

f. 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

該当事項はありません。

g. 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

該当事項はありません。

h. 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	リープ特定 目的 会社	東京都 千代田区	580,100	不動産業	-	優先出資	アセット マネジメント フィー 不動産の取得	1,370 87,912	投資有価 証券	226,800

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の上記会社からの不動産の取得については、鑑定価格を基礎として、市場動向、市場価格等を勘案の上、一般取引先の条件と同様に決定しております。
- (2) 当社の上記会社からのアセットマネジメントフィーの受領については、一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日）

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

連結子会社は、資金調達先の多様化を図るとともに、プロジェクト管理を明確化するため、特別目的会社(資産流動化法上の特定目的会社の形態によります。)を利用し、特別目的会社1社に対し、出資を行っております。なお、当社は、当該特別目的会社より不動産の管理・運用業務等を受託しておりますが、当社及び当社連結子会社と当該特別目的会社との間で、不動産の売買は行っておりません。また、連結子会社からの出資のほか、金融機関からの借入等(ノンリコースローン及び特定社債)により資金調達が行われております。

当該出資は、特別目的会社が取得した不動産の賃貸収入及び一定期間後の売却によって適切に回収する予定であり、平成22年11月30日現在、将来における損失負担の可能性はないと判断しております。なお、賃貸収入及び売却が計画どおりに行われない場合であっても、当社及び連結子会社の負担は当該出資に限定されます。当該特別目的会社について、当社及び連結子会社は、議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。平成22年11月30日において取引残高のある特別目的会社1社の、直近の決算日における財政状態については、資産総額は2,982,407千円、負債総額は1,850,555千円であります。

2. 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

	期末残高(千円)	主な損益	
		項目	金額(千円)
出資金等(注1)	1,090,000	営業収益(注2)	5,237
		優先出資配当金	85,102

(注)1. 出資金等の内訳は、投資有価証券1,090,000千円であり、資産流動化法上の特定目的会社に対する優先出資証券です。

(注)2. 当社は、特別目的会社より不動産の管理・運用業務等を受託しており、営業収益を計上しております。

当連結会計年度(自平成22年12月1日至平成23年11月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

連結子会社は、資金調達先の多様化を図るとともに、プロジェクト管理を明確化するため、特別目的会社(資産流動化法上の特定目的会社の形態によります。)を利用し、特別目的会社1社に対し、出資を行っております。なお、当社は、当該特別目的会社より不動産の管理・運用業務等を受託しておりますが、当社及び当社連結子会社と当該特別目的会社との間で、不動産の売買は行っておりません。また、連結子会社からの出資のほか、金融機関からの借入等(ノンリコースローン及び特定社債)により資金調達が行われております。

当該出資は、特別目的会社が取得した不動産の賃貸収入及び一定期間後の売却によって適切に回収する予定であり、平成23年11月30日現在、将来における損失負担の可能性はないと判断しております。なお、賃貸収入及び売却が計画どおりに行われない場合であっても、当社及び連結子会社の負担は当該出資に限定されます。当該特別目的会社について、当社及び連結子会社は、議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。平成23年11月30日において取引残高のある特別目的会社1社の、直近の決算日における財政状態については、資産総額は2,974,298千円、負債総額は1,844,793千円であります。

2. 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

	期末残高(千円)	主な損益	
		項目	金額(千円)
出資金等(注1)	1,090,000	営業収益(注2)	6,047
		優先出資配当金	80,506

(注)1. 出資金等の内訳は、投資有価証券1,090,000千円であり、資産流動化法上の特定目的会社に対する優先出資証券です。

(注)2. 当社は、特別目的会社より不動産の管理・運用業務等を受託しており、営業収益を計上しております。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)		当連結会計年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり純資産額	103,628.91円	1株当たり純資産額	104,893.85円
1株当たり当期純利益金額	7,867.40円	1株当たり当期純利益金額	8,005.76円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	7,417.12円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	7,648.26円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)
当期純利益(千円)	650,622	740,947
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	650,622	740,947
期中平均株式数(株)	82,699	92,552
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,020	4,326
(うち新株予約権にかかる増加数)	(5,020)	(4,326)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要		新株予約権 1種類 新株予約権の数 400個

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成22年11月30日)	当連結会計年度 (平成23年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	9,641,807	11,550,748
純資産の部から控除する金額(千円)	1,040,607	1,061,363
(うち新株予約権)	(19,187)	(41,651)
(うち少数株主持分)	(1,021,420)	(1,019,711)
普通株式に係る純資産額(千円)	8,601,199	10,489,385
普通株式の発行済株式数(株)	83,000	100,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた普 通株式の数(株)	83,000	100,000

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)																		
<p>(シンジケートローン)</p> <p>当社は、以下のシンジケートローン契約を参加金融機関と締結いたしました。</p> <table border="0"> <tr> <td>調達金額</td> <td>約15億円</td> </tr> <tr> <td>契約日</td> <td>平成23年1月11日</td> </tr> <tr> <td>実行日</td> <td>平成23年1月14日</td> </tr> <tr> <td>借入期間</td> <td>2年間</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>リファイナンス(借換)資金</td> </tr> <tr> <td>アレンジャー</td> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td> </tr> <tr> <td>コ・アレンジャー</td> <td>(株)あおぞら銀行</td> </tr> <tr> <td>エージェント</td> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td> </tr> <tr> <td>参加金融機関</td> <td>(株)三菱東京UFJ銀行、(株)あおぞら銀行、ソニー銀行(株)、(株)三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJリース(株)</td> </tr> </table>	調達金額	約15億円	契約日	平成23年1月11日	実行日	平成23年1月14日	借入期間	2年間	資金使途	リファイナンス(借換)資金	アレンジャー	(株)三菱東京UFJ銀行	コ・アレンジャー	(株)あおぞら銀行	エージェント	(株)三菱東京UFJ銀行	参加金融機関	(株)三菱東京UFJ銀行、(株)あおぞら銀行、ソニー銀行(株)、(株)三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJリース(株)	<p>(重要な自己株式の取得)</p> <p>当社は、平成24年2月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり自己株式の取得を行っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得を行うものであります。</li> <li>2. 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取得する株式の種類 普通株式</li> <li>(2) 取得する株式の総数 12,600株(上限)</li> <li>(3) 株式の取得価額の総額 738,360,000円(上限)</li> <li>(4) 取得日程 平成24年2月10日</li> <li>(5) 取得の方法 平成24年2月9日の終値(最終特別気配値段を含む。)58,600円で、平成24年2月10日午前8時45分の大阪証券取引所のJ-NET市場での自己株式取得取引に関する委託を行います。(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)</li> </ol> </li> <li>3. 取得の内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取得した株式の種類 普通株式</li> <li>(2) 取得した株式の総数 12,600株</li> <li>(3) 株式の取得価額の総額 738,360,000円</li> <li>(4) 取得日 平成24年2月10日</li> <li>(5) 取得方法 大阪証券取引所のJ-NET市場における買付け</li> </ol> </li> </ol>
調達金額	約15億円																		
契約日	平成23年1月11日																		
実行日	平成23年1月14日																		
借入期間	2年間																		
資金使途	リファイナンス(借換)資金																		
アレンジャー	(株)三菱東京UFJ銀行																		
コ・アレンジャー	(株)あおぞら銀行																		
エージェント	(株)三菱東京UFJ銀行																		
参加金融機関	(株)三菱東京UFJ銀行、(株)あおぞら銀行、ソニー銀行(株)、(株)三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJリース(株)																		

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
当社	第3回無担保社債	平成18年10月31日	100,000 (100,000)	- (-)	1.4	なし	平成23年10月31日
合計	-	-	100,000 (100,000)	- (-)	-	-	-

(注) 1. ( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,189,400	2,556,840	2.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,756,276	4,996,127	2.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,329,080	11,224,587	2.1	平成24年～平成37年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	17,274,756	18,777,554	-	-

(注) 1. 平均利率については期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,115,869	2,253,322	1,445,047	1,988,109

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年12月1日 至平成23年2月28日	第2四半期 自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	第3四半期 自平成23年6月1日 至平成23年8月31日	第4四半期 自平成23年9月1日 至平成23年11月30日
売上高(千円)	2,864,603	3,351,820	3,337,514	3,165,274
税金等調整前四半期 純利益金額(千円)	378,195	417,247	274,739	248,010
四半期純利益金額 (千円)	221,635	229,064	161,690	128,557
1株当たり四半期純 利益金額(円)	2,669.05	2,589.92	1,633.24	1,290.83

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年11月30日)	当事業年度 (平成23年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,878,504	2,278,162
営業未収入金	63,168	44,800
販売用不動産	2, 3, 4 21,256,113	2, 4 24,190,744
貯蔵品	4,691	5,853
前渡金	-	28,656
前払費用	178,464	182,426
繰延税金資産	59,434	41,219
その他	1 41,109	10,409
貸倒引当金	34,618	11,374
流動資産合計	23,446,869	26,770,897
固定資産		
有形固定資産		
建物	2, 3, 4 1,215,217	2, 4 1,180,569
減価償却累計額	411,392	441,067
建物(純額)	803,825	739,501
構築物	2 5,537	2 5,537
減価償却累計額	2,548	2,975
構築物(純額)	2,989	2,562
車両運搬具	6,011	7,968
減価償却累計額	3,087	5,064
車両運搬具(純額)	2,923	2,904
工具、器具及び備品	4 31,503	34,449
減価償却累計額	22,827	25,907
工具、器具及び備品(純額)	8,676	8,541
土地	2, 3, 4 2,119,800	2, 4 2,024,546
建設仮勘定	-	26,000
有形固定資産合計	2,938,214	2,804,057
無形固定資産		
ソフトウェア	12,096	9,287
無形固定資産合計	12,096	9,287
投資その他の資産		
投資有価証券	99,090	99,090
関係会社株式	33,000	60,000
その他の関係会社有価証券	226,800	-
出資金	8,040	8,040
長期前払費用	116,968	123,903
繰延税金資産	72,933	20,343
その他	100,508	104,540
投資その他の資産合計	657,341	415,917
固定資産合計	3,607,653	3,229,263
繰延資産		
社債発行費	1,714	-
繰延資産合計	1,714	-
資産合計	27,056,237	30,000,160

	前事業年度 (平成22年11月30日)	当事業年度 (平成23年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
営業未払金	1 185,469	1 140,436
短期借入金	2 1,189,400	2 2,556,840
1年内返済予定の長期借入金	2 2,756,276	2 4,996,127
1年内償還予定の社債	100,000	-
未払金	9,532	7,433
未払費用	46,459	45,338
未払法人税等	442,668	141,043
未払消費税等	10,464	20,444
前受金	40,400	54,750
預り金	272,729	277,665
前受収益	89,930	103,350
その他	36	0
流動負債合計	5,143,366	8,343,429
固定負債		
長期借入金	2 13,329,080	2 11,224,587
長期預り敷金	36,113	32,204
固定負債合計	13,365,193	11,256,791
負債合計	18,508,560	19,600,221
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,949,370	3,573,038
資本剰余金		
資本準備金	2,917,810	3,541,478
資本剰余金合計	2,917,810	3,541,478
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,661,309	3,243,770
利益剰余金合計	2,661,309	3,243,770
株主資本合計	8,528,489	10,358,287
新株予約権	19,187	41,651
純資産合計	8,547,677	10,399,939
負債純資産合計	27,056,237	30,000,160



## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	1 12,240,805	1 12,479,183
売上原価	2, 3 9,862,686	2, 3 9,901,639
売上総利益	2,378,119	2,577,544
販売費及び一般管理費		
役員報酬	68,291	66,900
給料及び賞与	242,662	285,999
法定福利費	33,969	42,075
交際費	5,243	4,646
旅費及び交通費	13,539	15,124
事務用消耗品費	18,481	18,925
支払報酬	56,090	55,095
減価償却費	11,315	11,050
地代家賃	65,585	63,966
租税公課	292,012	294,313
貸倒引当金繰入額	11,054	-
貸倒損失	-	14,790
その他	90,505	105,901
販売費及び一般管理費合計	908,750	978,789
営業利益	1,469,368	1,598,755
営業外収益		
受取利息	1,046	436
受取配当金	-	4 60,040
業務受託料	4 2,460	3,240
補助金収入	-	1,434
その他	275	432
営業外収益合計	3,782	65,583
営業外費用		
支払利息	331,114	382,318
社債利息	2,733	1,093
株式交付費	-	11,125
社債発行費償却	2,057	1,714
支払手数料	118,811	145,282
営業外費用合計	454,717	541,534
経常利益	1,018,433	1,122,804
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	6,119	-
償却債権取立益	2,985	-
特別利益合計	9,104	-
特別損失		
固定資産除却損	5 630	-
固定資産売却損	6 70	-
特別損失合計	701	-
税引前当期純利益	1,026,837	1,122,804
法人税、住民税及び事業税	466,351	369,438
法人税等調整額	43,034	70,805
法人税等合計	423,316	440,244
当期純利益	603,520	682,560

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	第10期 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)		第11期 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
土地建物原価	1	8,906,374	90.3	8,863,699	89.5
経費		924,811	9.4	1,001,110	10.1
匿名組合損益分配額		31,500	0.3	36,828	0.4
売上原価		9,862,686	100.0	9,901,639	100.0

(脚注)

第10期 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)		第11期 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)	
1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。		1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
管理費等	249,212千円	管理費等	277,623千円
仲介手数料等	202,166千円	仲介手数料等	310,987千円
減価償却費	94,757千円	減価償却費	42,618千円
租税公課	119,491千円	租税公課	132,437千円
(うち、固定資産税)	(117,857千円)	(うち、固定資産税)	(131,344千円)

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	2,923,837	2,949,370
当期変動額		
新株の発行	25,532	623,668
当期変動額合計	25,532	623,668
当期末残高	2,949,370	3,573,038
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	2,892,277	2,917,810
当期変動額		
新株の発行	25,532	623,668
当期変動額合計	25,532	623,668
当期末残高	2,917,810	3,541,478
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	2,892,277	2,917,810
当期変動額		
新株の発行	25,532	623,668
当期変動額合計	25,532	623,668
当期末残高	2,917,810	3,541,478
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	2,185,280	2,661,309
当期変動額		
剰余金の配当	127,491	100,100
当期純利益	603,520	682,560
当期変動額合計	476,029	582,460
当期末残高	2,661,309	3,243,770
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	2,185,280	2,661,309
当期変動額		
剰余金の配当	127,491	100,100
当期純利益	603,520	682,560
当期変動額合計	476,029	582,460
当期末残高	2,661,309	3,243,770
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	8,001,395	8,528,489
当期変動額		
新株の発行	51,065	1,247,337
剰余金の配当	127,491	100,100
当期純利益	603,520	682,560
当期変動額合計	527,094	1,829,797
当期末残高	8,528,489	10,358,287

	前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	1,611	19,187
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,576	22,464
当期変動額合計	17,576	22,464
当期末残高	19,187	41,651
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	8,003,006	8,547,677
当期変動額		
新株の発行	51,065	1,247,337
剰余金の配当	127,491	100,100
当期純利益	603,520	682,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,576	22,464
当期変動額合計	544,670	1,852,261
当期末残高	8,547,677	10,399,939

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当事業年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。なお、匿名組合出資金及びそれに類する出資については、匿名組合の損益のうち当社の持分相当額を売上高または売上原価に計上するとともに、「投資有価証券」または「その他の関係会社有価証券」を加減しております。 当社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合への出資については、最近の財産及び損益の状況に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を持分割合に応じて計上しております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 販売用不動産 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p>	<p>(1) 販売用不動産 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 建物(建物附属設備を除く) 平成19年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定額法 建物以外 平成19年3月31日以前に取得したものの法人税法に規定する旧定率法 平成19年4月1日以降に取得したものの法人税法に規定する定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2～43年 構築物 10～45年 車両運搬具 3～6年 工具、器具及び備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間(5年)を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費 償還期間にわたり均等償却しております。</p>	<p>(1) 株式交付費 同左</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
6. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金の利息 (3) ヘッジ方針 変動金利による借入金金利を固定金利に交換し、金利変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 期末残高がないため、該当事項はありません。	
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、全額当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
	資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
(損益計算書) 前期まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前期における「業務受託料」の金額は1,660千円です。	(損益計算書) 前期まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前期における「受取配当金」の金額は30千円です。

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年11月30日)	当事業年度 (平成23年11月30日)
1. 関係会社に対する資産及び負債	1. 関係会社に対する負債
その他(未収入金) 13,912千円	営業未払金 2,305千円
営業未払金 2,438千円	
2. 担保資産	2. 担保資産
担保に供している資産は次のとおりであります。	担保に供している資産は次のとおりであります。
販売用不動産 17,761,617千円	販売用不動産 21,908,118千円
建物 733,391千円	建物 727,464千円
構築物 2,989千円	構築物 2,562千円
土地 2,081,409千円	土地 2,024,546千円
計 20,579,407千円	計 24,662,691千円
担保付債務は次のとおりであります。	担保付債務は次のとおりであります。
短期借入金 1,189,400千円	短期借入金 2,556,840千円
1年内返済予定の長期借入金 953,276千円	1年内返済予定の長期借入金 4,996,127千円
長期借入金 13,329,080千円	長期借入金 11,224,587千円
計 15,471,756千円	計 18,777,554千円
3. 固定資産に振り替えたものは以下のとおりであります。	3.
販売用不動産 706,222千円	
4. 販売用不動産に振り替えたものは以下のとおりであります。	4. 販売用不動産に振り替えたものは以下のとおりであります。
建物 141,453千円	建物 22,954千円
土地 248,830千円	土地 95,254千円
工具、器具及び備品 72千円	
5. 当座貸越契約	5. 当座貸越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
当座貸越極度額の総額 2,000,000千円	当座貸越極度額の総額 4,600,000千円
借入実行残高 769,000千円	借入実行残高 2,200,000千円
差引額 1,231,000千円	差引額 2,400,000千円

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
1. 売上高の内訳は次のとおりであります。 インベストメント売上 682,075千円 中古マンション売上 11,440,025千円 アドバイザー収入 118,705千円 合計 12,240,805千円	1. 売上高の内訳は次のとおりであります。 インベストメント売上 511,670千円 中古マンション売上 11,833,764千円 アドバイザー収入 133,748千円 合計 12,479,183千円
2. 売上原価の内訳は次のとおりであります。 インベストメント原価 651,255千円 中古マンション原価 9,211,431千円 合計 9,862,686千円	2. 売上原価の内訳は次のとおりであります。 インベストメント原価 419,840千円 中古マンション原価 9,481,799千円 合計 9,901,639千円
3. 売上原価に含まれるたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は次のとおりであります。 139,002千円	3. 売上原価に含まれるたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は次のとおりであります。 163,743千円
4. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 業務受託料 2,460千円	4. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 受取配当金 60,000千円
5. 固定資産除却損の内訳 器具備品 630千円	5.
6. 固定資産売却損の内訳 車両運搬具 70千円	6.

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

前事業年度(平成22年11月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式 33,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成23年11月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式 60,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。



## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)																																												
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">36,528千円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">5,403千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td style="text-align: right;">14,082千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,419千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59,434千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">31,429千円</td></tr> <tr><td>その他関係会社有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">25,716千円</td></tr> <tr><td>繰延消費税等</td><td style="text-align: right;">4,406千円</td></tr> <tr><td>税務売上認識額</td><td style="text-align: right;">2,947千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">8,433千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(固定)小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">72,933千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計 <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">132,368千円</span></p> <p>繰延税金資産の純額 <span style="float: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">132,368千円</span></p>	未払事業税	36,528千円	減価償却超過額	5,403千円	貸倒引当金超過額	14,082千円	その他	3,419千円	繰延税金資産(流動)小計	59,434千円	投資有価証券評価損	31,429千円	その他関係会社有価証券評価損	25,716千円	繰延消費税等	4,406千円	税務売上認識額	2,947千円	その他	8,433千円	繰延税金資産(固定)小計	72,933千円	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">14,707千円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">4,798千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td style="text-align: right;">4,626千円</td></tr> <tr><td>貸倒損失否認額</td><td style="text-align: right;">14,637千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,450千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">41,219千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延消費税等</td><td style="text-align: right;">1,184千円</td></tr> <tr><td>税務売上認識額</td><td style="text-align: right;">2,045千円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">12,362千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,751千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(固定)小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,343千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計 <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">61,562千円</span></p> <p>繰延税金資産の純額 <span style="float: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">61,562千円</span></p>	未払事業税	14,707千円	減価償却超過額	4,798千円	貸倒引当金超過額	4,626千円	貸倒損失否認額	14,637千円	その他	2,450千円	繰延税金資産(流動)小計	41,219千円	繰延消費税等	1,184千円	税務売上認識額	2,045千円	株式報酬費用	12,362千円	その他	4,751千円	繰延税金資産(固定)小計	20,343千円
未払事業税	36,528千円																																												
減価償却超過額	5,403千円																																												
貸倒引当金超過額	14,082千円																																												
その他	3,419千円																																												
繰延税金資産(流動)小計	59,434千円																																												
投資有価証券評価損	31,429千円																																												
その他関係会社有価証券評価損	25,716千円																																												
繰延消費税等	4,406千円																																												
税務売上認識額	2,947千円																																												
その他	8,433千円																																												
繰延税金資産(固定)小計	72,933千円																																												
未払事業税	14,707千円																																												
減価償却超過額	4,798千円																																												
貸倒引当金超過額	4,626千円																																												
貸倒損失否認額	14,637千円																																												
その他	2,450千円																																												
繰延税金資産(流動)小計	41,219千円																																												
繰延消費税等	1,184千円																																												
税務売上認識額	2,045千円																																												
株式報酬費用	12,362千円																																												
その他	4,751千円																																												
繰延税金資産(固定)小計	20,343千円																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																												
<p>3.</p>	<p>3. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りとなります。</p> <p>平成24年11月30日まで 40.69%</p> <p>平成24年12月1日から平成27年11月30日 38.01%</p> <p>平成27年12月1日以降 35.64%</p> <p>この税率の変更による影響は軽微であります。</p>																																												

## (企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年11月30日)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)		当事業年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり純資産額	102,752.89円	1株当たり純資産額	103,582.88円
1株当たり当期純利益金額	7,297.84円	1株当たり当期純利益金額	7,374.90円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	6,880.16円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	7,045.57円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)	当事業年度 (自平成22年12月1日 至平成23年11月30日)
当期純利益(千円)	603,520	682,560
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	603,520	682,560
期中平均株式数(株)	82,699	92,552
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,020	4,326
(うち新株予約権にかかる増加数)	(5,020)	(4,326)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要		新株予約権 1種類 新株予約権の数 400個

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成22年11月30日)	当事業年度 (平成23年11月30日)
純資産の部の合計額(千円)	8,547,677	10,399,939
純資産の部から控除する金額(千円)	19,187	41,651
(うち新株予約権)	(19,187)	(41,651)
普通株式に係る純資産額(千円)	8,528,489	10,358,287
普通株式の発行済株式数(株)	83,000	100,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	83,000	100,000

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日)	当事業年度 (自 平成22年12月1日 至 平成23年11月30日)
<p>(シンジケートローン契約)</p> <p>当社は、以下のシンジケートローン契約を参加金融機関と締結いたしました。</p> <p>調達金額 約15億円</p> <p>契約日 平成23年1月11日</p> <p>実行日 平成23年1月14日</p> <p>借入期間 2年間</p> <p>資金使途 リファイナンス(借換)資金</p> <p>アレンジャー (株)三菱東京UFJ銀行</p> <p>コ・アレンジャー (株)あおぞら銀行</p> <p>エージェント (株)三菱東京UFJ銀行</p> <p>参加金融機関 (株)三菱東京UFJ銀行、(株)あおぞら銀行、ソニー銀行(株)、(株)三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJリース(株)</p>	<p>(重要な自己株式の取得)</p> <p>当社は、平成24年2月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり自己株式の取得を行っております。</p> <p>1. 取得の理由</p> <p>経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得を行うものであります。</p> <p>2. 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>(1) 取得する株式の種類 普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 12,600株(上限)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 738,360,000円(上限)</p> <p>(4) 取得日程 平成24年2月10日</p> <p>(5) 取得の方法 平成24年2月9日の終値(最終特別気配値段を含む。)58,600円で、平成24年2月10日午前8時45分の大阪証券取引所のJ-NET市場での自己株式取得取引に関する委託を行います。(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)</p> <p>3. 取得の内容</p> <p>(1) 取得した株式の種類 普通株式</p> <p>(2) 取得した株式の総数 12,600株</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 738,360,000円</p> <p>(4) 取得日 平成24年2月10日</p> <p>(5) 取得方法 大阪証券取引所のJ-NET市場における買付け</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,215,217	2,552	37,201	1,180,569	441,067	43,921	739,501
構築物	5,537	-	-	5,537	2,975	426	2,562
車両運搬具	6,011	1,957	-	7,968	5,064	1,976	2,904
工具、器具及び備品	31,503	2,946	-	34,449	25,907	3,080	8,541
土地	2,119,800	-	95,254	2,024,546	-	-	2,024,546
建設仮勘定	-	26,000	-	26,000	-	-	26,000
有形固定資産計	3,378,071	33,456	132,455	3,279,072	475,014	49,405	2,804,057
無形固定資産							
ソフトウェア	25,676	1,455	2,000	25,131	15,843	4,263	9,287
無形固定資産計	25,676	1,455	2,000	25,131	15,843	4,263	9,287
長期前払費用	216,634	95,261	656	311,239	187,336	87,670	123,903
繰延資産							
社債発行費	10,289	-	-	10,289	10,289	1,714	-
繰延資産計	10,289	-	-	10,289	10,289	1,714	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(建設仮勘定) インベストメント事業 26,000千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(建物) インベストメント事業 37,201千円

(土地) インベストメント事業 95,254千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	34,618	11,374	24,865	9,752	11,374

(注) 当期減少額のその他は洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,070
預金	
普通預金	2,217,091
定期預金	60,000
小計	2,277,091
合計	2,278,162

営業未収入金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
不動産物件賃料	34,030
その他	10,769
合計	44,800

(ロ) 営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
63,168	375,502	393,870	44,800	89.8	52

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

販売用不動産

地域別	建物面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)
東京都	41,650.57	17,457,988
その他	28,038.86	6,732,756
合計	69,689.43	24,190,744

(注) 敷地権のため土地面積の記載を省略しております。

## 貯蔵品

区分	金額(千円)
家具	5,379
収入印紙	444
その他	28
合計	5,853

## 営業未払金

相手先	金額(千円)
不動産取得税	65,945
(株)ハウスクリニック	19,896
藤田商事(株)	9,430
カメイ(株)	9,251
(株)トリコデザイン	6,180
その他	29,732
合計	140,436

## 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,031,200
株式会社あおぞら銀行	878,700
株式会社東京スター銀行	190,100
株式会社三井住友銀行	100,980
株式会社香川銀行	100,000
中央三井信託銀行株式会社	96,000
株式会社横浜銀行	81,860
株式会社商工組合中央金庫	78,000
合計	2,556,840

## 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,825,133
株式会社あおぞら銀行	1,060,310
株式会社三井住友銀行	677,681
株式会社りそな銀行	385,200
株式会社新銀行東京	230,400
オリックス信託銀行株式会社	221,036
株式会社ソニー銀行	137,766
三菱UFJ信託銀行株式会社	87,502
株式会社商工組合中央金庫	74,640
株式会社東日本銀行	62,082
その他	234,374
合計	4,996,127

## 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,522,575
株式会社りそな銀行	1,448,160
株式会社あおぞら銀行	1,148,750
オリックス信託銀行株式会社	1,123,860
株式会社三井住友銀行	1,000,950
株式会社新銀行東京	778,700
株式会社商工組合中央金庫	720,800
株式会社東日本銀行	639,342
ダイヤモンドアセットファイナス株式会社	291,000
株式会社東京スター銀行	171,242
その他	379,208
合計	11,224,587

## (3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	12月1日から11月30日まで
定時株主総会	2月中
基準日	11月30日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告とする。 <a href="http://www.starmica.co.jp/">http://www.starmica.co.jp/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	対象となる株主様 毎年11月末日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された当社普通株式1株以上を保有されている株主様を対象といたします。 優待内容 所有株式数 1株以上につき2,000円相当の美容・健康・生活関連商品



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第10期）（自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日）平成23年2月24日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成23年2月24日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第11期第1四半期）（自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日）平成23年4月8日関東財務局長に提出。  
（第11期第2四半期）（自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日）平成23年7月8日関東財務局長に提出。  
（第11期第3四半期）（自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日）平成23年10月7日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
平成23年2月25日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。  
平成23年4月28日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（提出会社の主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成24年2月17日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（提出会社の主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書（一般募集による増資・オーバーアロットメントによる売出し及び第三者割当による増資）及びその添付書類  
平成23年4月12日関東財務局長に提出。
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成23年4月19日関東財務局長に提出。  
平成23年4月12日提出の有価証券届出書（一般募集による増資・オーバーアロットメントによる売出し及び第三者割当による増資）に係る訂正届出書であります。  
平成23年4月28日関東財務局長に提出。  
平成23年4月12日提出の有価証券届出書（一般募集による増資・オーバーアロットメントによる売出し及び第三者割当による増資）に係る訂正届出書であります。
- (7) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自 平成24年1月1日 至 平成24年1月31日）平成24年2月8日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年2月23日

スター・マイカ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋本 裕昭 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスター・マイカ株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ株式会社及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スター・マイカ株式会社の平成22年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、スター・マイカ株式会社が平成22年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年2月22日

スター・マイカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋本 裕昭 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスター・マイカ株式会社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ株式会社及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年2月9日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、自己株式の取得を行っている。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スター・マイカ株式会社の平成23年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、スター・マイカ株式会社が平成23年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年2月23日

スター・マイカ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋本 裕昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスター・マイカ株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ株式会社の平成22年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年2月22日

スター・マイカ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋本 裕昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスター・マイカ株式会社の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ株式会社の平成23年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年2月9日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、自己株式の取得を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。